

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名です。なお、欠席届のありました議員は2名です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から8番倉田議員、9番田中議員を指名します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を前回に引き続き行います。

まず、友永議員。

(16番 友永修議員登壇)

○16番 友永修議員

公明党の友永修です。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、質問の意図をお酌み取りいただきまして、的確な御答弁をよろしくお願いいたします。議員の皆様には、しばらくの間御清聴賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

高齢者への支援について質問いたします。

1人で暮らす65歳以上のシニアが全国的に増加しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表した2020年の国勢調査を基に、2050年までの都道府県別世帯数の推計結果によると、世帯総数が2020年と比べ、40道府県で減少するが、若者を含む1人で暮らす世帯の割合は全都道府県で上昇傾向

を示し、中でもシニア世帯は2020年と比べ1.5倍近くに増加すること。75歳以上の後期高齢者の独り暮らし世帯についても、2050年には2020年の約1.7倍に増加。

独り暮らしのシニア世帯が増加する背景については、少子高齢化に加え、ライフスタイルの多様化で子供や孫と同居する高齢者が減少していることが指摘されております。今後、高齢化と単身化によって社会的つながりが希薄化したり、身寄りのないシニア世帯が一層増えると見られており、こうした世帯を支える体制の拡充が急務と言われております。

そこで、まずは独り暮らしの高齢者、おひとりさまへの支援についてお尋ねいたします。

過去の定例会では、南議員や西田議員が高齢者支援、中でも終活支援を取り上げ、質問されております。そして、岸和田市版おくやみハンドブックが作成され、主な窓口で配架されているとのことでもあります。内容も各種手続や相続についてなど多岐にわたっているのですが、御遺族が様々な手続を行う際に役立つとの考えから、おくやみハンドブックは死亡届の際に御遺族へ配付されております。しかし、家族関係の希薄化や独り暮らしの本人御自身が急な病気や事故等で意思表示ができなくなったときや安否確認ができなくなったときに対応できるよう、本市としても対策を準備しておく必要があると考えます。

そこで、まずは岸和田市内の独り暮らしのシニア世帯数を把握できているのか。できているなら、その世帯数と実施している支援事業について。また、できていないのであれば、それについての見解をお示しください。

次に、世話ができなくなったペットへの対応についてお尋ねいたします。

家族の一員であるペットの世話を、御自身が年を重ねるごとに負担に感じるものが大きくなる場合があります。特に、散歩に連れていけなくなるなど、ペットの健康にも支障を来すことが懸念されます。

実際にあった市民からの御相談です。独り暮らしの高齢者で、中型犬を飼われておりましたが、御自身の足腰が弱り、散歩に連れていくことができなくなった。ペットのもらい手を探すことはできないかとの内容でありました。お急ぎの御様子だったので、動物愛護団体などに相談しながら、何とか譲渡先が見つかったという経緯があります。こういった案件は全国的にも多くなってくるのではないかと考えております。

また、1問目のおひとりさまにも関係があると思っております。先ほどの相談者も独り暮らしの高齢者であり、御自身が世話をできなくなったときの準備があるかないかで生活の安心感が違ってくるから考えるからです。

さて、都道府県では、動物の譲渡に関する事業があり、大阪府でも動物愛護管理センター、アニマルハーモニー大阪が窓口となり、犬や猫、それ以外の動物の譲渡などに関する事業を行っております。しかしながら、先ほどの相談者も含め、知っている人がどれだけいるのかなという感じで、ほとんど認知されていないのではないかと考えるところです。

大阪府の事業ではありますが、岸和田市民に広く周知を図ることで、ペットを飼っている高齢者の方々に少しでも安心してもらえるのではないかと考えますが、本市の考え、見解をお示しください。

以上、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行わせていただきます。的確な御答弁をよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

まず、独り暮らしのシニア世帯数ですが、今年の3月に策定いたしました岸和田市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の中で人口構造及び高齢化の状況をお示ししておりまして、65歳以上の独り暮らし世帯の状況は、令和5年4月1日時点で1万7826世帯となっております。

次に、独り暮らしの世帯に対する支援でございますが、例えばきんきゅうカードの配布や高齢者緊急通報機の設置などがございます。どちらも独り暮らしに限定はしておりませんが、不安を抱えている高齢者世帯への支援事業でございます。

きんきゅうカードの配布でございますが、かかりつけ医、持病などの医療情報や健康保険証、緊急連絡先などを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の際、救急隊がこれらを取り出し、迅速な救命活動や円滑な連絡を実施可能とするものでございます。

高齢者緊急通報機設置事業は、疾病や障害等により、緊急時に速やかに行動することが困難な高齢世帯に対し、急病等の緊急事態が起きたとき、ボタンを押すだけで24時間体制の警備会社の受信センターに連絡ができる緊急通報機の貸出しをしている事業でございます。

どちらも利用に際し要件はございますが、独り暮らしで不安のある高齢者は積極的に御利用してもらえますよう案内してまいります。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

御質問の1の(2)世話ができなくなったペットへの対応についてお答えいたしま

す。

市民環境部では、ペットが亡くなった場合の問合せ等に対応しているところですが、それに併せて、ペットなどの動物に関する問合せが寄せられることがあります。動物に関する様々な御相談については、市民に周知を図るということで、本市ホームページにおいても関係機関のリンクを貼るなど、紹介しているところがございます。しかしながら、動物愛護については大阪府の所管事務となりますので、大阪府動物愛護管理センターを御案内させていただいております。

#### ○烏野隆生議長

友永議員。

#### ○16番 友永修議員

それでは順次再質問させていただきます。

本市が把握している65歳以上の独り暮らし世帯数をお示しいただきましたが、世帯比では2割近く、独り暮らしでの人口比では1割近くがおひとりさまであるのが現状とのこと、想像以上に多いかと率直に思っております。

また、独り暮らしに限定はしていないが、不安を抱えている高齢者世帯への支援事業として、きんきゅうカードの配布や高齢者緊急通報機の設置などを案内しているとのことであります。積極的かつ効率的に利用されることを望んでおります。

その上で、最初に申し上げましたが、家族関係の希薄化や、独り暮らしの本人御自身が急な病気や事故等で意思表示ができなくなったとき、また安否確認ができなくなったときの対応や対策をこれまで以上に検討、準備しておくべきではないかと考えます。

そこで、他市の事例を紹介いたします。北海道石狩市では、おひとり暮らし等安心登録サービス事業を実施しております。石

狩市地域包括ケア課に確認したところ、事業実施の背景は、高齢化や家族関係の希薄化に伴い、安否確認ができない、入院や死亡時に身内の連絡先が分からない、葬儀、納骨ができないなどの事例が顕在化したことや、独居の自分が倒れたときにどうやって身内に連絡したらよいか、自分が急に入院したら、同居している認知症の妻はどうなるのかといった高齢者からの不安の声が市や地域包括支援センターなどに寄せられることが増加してきたことから、緊急連絡先及び終活情報の登録、開示により、日常の生活において様々な課題や不安を抱える高齢者、特に独居等の高齢者の生活と死後の尊厳を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的に、事業創設に至ったようであります。

事業の概要につきましては、石狩市ホームページより資料を配付させていただいておりますので、御確認ください。当初予定の昨日の日付になっておりますが、御了承ください。

岸和田市におきましても、おひとり暮らし等安心登録サービス事業を参考に、岸和田版の安心登録サービス事業の導入を検討されてはどうかと考えますが、本市の見解をお示しください。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

石狩市が実施しているおひとり暮らし等安心登録サービス事業の内容を確認いたしました。個人情報登録内容がきめ細かくなっており、外出先で何かあった場合にも対応できるものになっております。

本市では、在宅生活の緊急時に重きを置いた施策を実施してまいりましたが、今後はおひとりさま高齢者の不安を多角的に捉え、石狩市など先進市の事業を調査研究し

てまいります。

**○烏野隆生議長**

友永議員。

**○16番 友永修議員**

石狩市の事業に対し、市民からの評価を伺いましたが、地域の民生委員などから、サービス事業に登録してもらいたい高齢者がたくさんいるとの声が寄せられているようで、民生委員の負担軽減にもつながるのではと考えるところです。

最初に65歳以上の独り暮らしの数をお示しいただきましたが、その中でも家族等の緊急連絡先がない方、いわゆる身寄りのない方がどれだけいるのか。これらの方々にこそ、終活情報等を把握しておき、いざというときに適正な対応が市としてできるようにしておくべきかと考えます。石狩市など先進市の事業を調査研究するとの答弁を頂きました。しっかり調査研究していただきたいと思います。

先ほどの答弁で、本市では、在宅生活の緊急時に重きを置いた施策を実施してきたとのこと。紹介させていただいた石狩市の事業などを実施するには、どのような課題が考えられるのかお示してください。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

課題でございますが、主なものとしましては、1つ目として、急な病気や事故等で意思表示ができなくなった場合、救急搬送された医療機関に医療情報などを情報提供することは有効と考えられますが、いつ何どき急な病気や事故等が発生するか分かりません。現状、24時間365日対応することは困難であり、大きな課題でございます。

2つ目に、親族等が全く不在のおひとりさまにつきましては、死亡後の葬儀の方法や埋葬の仕方、居住する賃貸住宅の解約な

どは、生前に死後事務委任契約などを行うことで、本人の意思が反映できるものとなります。死亡後の意思を市に登録するだけでは実体化することができず、まずは司法書士等と契約することが前提となっております。また、状況によっては本人と同行、同席など、新たな支援が必要となることも想定されます。

3つ目に、緊急連絡先を知人、友人にした場合、知人、友人からの同意を得ることを要件とするのか、また、その同意はどのように確認するのかなど、人生の重要な局面において関わることでございますので、慎重な対応が求められるところでございます。

**○烏野隆生議長**

友永議員。

**○16番 友永修議員**

24時間365日の対応が困難であること、司法書士との契約が必要となること、知人、友人の同意をどのように確認するかなど、主な課題についてお示しいただきました。

認識されている課題が少しでも改善に向かうことが、そのまま高齢者支援につながると考えます。簡単ではないことは理解いたしますが、他市の先進事例等を調査研究していただき、導入に向けて取組を進めていただきますようお願いいたします。

参考として、愛知県田原市でも、高齢者を対象に終活情報登録事業を今年10月から始められております。意思表示ができなくなったり亡くなられたりしたときに、終末期、死後に関する本人の希望を実現するため、事業を開始されたと聞いております。

岸和田市におきましても、高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者への支援の充実を強く求めまして、この質問を終わります。

次に、世話ができなくなったペットへの

対応について再質問いたします。

まず、動物に関して所管する部局が本市にはないと確認しております。そのため、市民環境部より最初の答弁を頂きました。しかし、ペットが亡くなった場合の問合せ等に対応している市民環境部の回答であります。家族の一員としてペットを飼われている方々からすると、生きているペット、動物の問合せを市民環境部にしなければならぬのは、あまり気分のいいものではありません。担当課がないことを理解した上で配慮していただきたいとお願いしておきます。

さて、ペットなどの動物に関する問合せや様々な相談については、本市ホームページに関係機関のリンクを貼るなどで対応しているということでもあります。しかし、動物愛護については、大阪府動物愛護管理センターを案内するまでとのことでもあります。これについてもリンクを貼っていただいているものの、大阪府のホームページは少し分かりづらいかと個人的に思っております。岸和田市のホームページでも日常的に閲覧することはないですし、それを大阪府のホームページに閲覧しに行くかとなると、より少なくなると思えます。

大阪府の所管であることは理解しています。でも、案内だけではなく、世話ができなくなって困っている飼い主を動物愛護管理センターにアテンドする支援策を検討してもよいのではないかと考えております。

さて、動物愛護に関する事業ですが、大阪府以外でも同様の事業が実施されております。例えば、北海道では新しい飼い主探しネットワーク事業があります。愛媛県松山市でも、動物愛護センターはびまるの丘を整備し、犬と猫それぞれの専用収容施設を備えております。そこで里親への譲渡や動物愛護の啓発活動などを行っております。

全国的に、このような事業を実施されているのは、都道府県とほぼ中核市以上の都市であります。しかし、今回紹介させていただきたい事例は北海道の石狩市で、一般市です。北海道が実施する新しい飼い主探しネットワーク事業の補完を目的に開始された石狩市ワンニャン・バンク事業であります。同様に、やむを得ない事情で犬、猫を飼えなくなった方と譲受けを希望する方の橋渡しをする事業であります。市がそういった犬や猫の情報と、飼いたいと思っている方の意向を把握しておき、不幸な犬や猫となるのを防ぐのがワンニャン・バンク事業の狙いでもあります。

里親を探す、また譲受けを希望する市民は、それぞれ犬や猫の情報を登録申請し、市がマッチングを行います。マッチング先が見つかるまでは元の飼い主が世話をし続けることになり、市のホームページで登録されている情報が閲覧できます。一般市でここまで対応しているのは本当にすごいなと思っております。

しかし、私が提案したいのは、譲渡など新たな飼い主を探すのは、大阪府の事業を利用すればいいと思っております。ただ、登録を岸和田市で行えば、大阪府の登録にリンクされ、岸和田市のホームページや市民センターなど、公的な施設等で情報が閲覧できる環境を整備することはできないかということでもあります。所管する部局が設置されていないことを理解した上で提案しております。所管する部局がないからという理由で考えるのではなく、動物愛護に向き合った上での見解、答弁を求めます。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

動物愛護が非常に大事であるということには認識しております。議員おっしゃって

おられるように、動物愛護に関わる事務は都道府県の事務となっておりますが、市としては、必要に応じて府の政策を補完、補充するなどの立場であると認識しております。

議員からの、登録を本市で行えば府の登録にリンクされ、本市のホームページや市民センターなど公的な施設等で情報が閲覧できる環境を整備することはできないかという御提案につきましては、府との調整も必要になることも想定されますので、やはり組織として担当部署が決まった上で調査研究をしていかなければいけないと考えております。府との役割分担も踏まえ、本市として市民の皆様の福祉の向上につながるよう、まずは動物愛護の関連業務の所管部署について研究してまいります。

#### ○烏野隆生議長

友永議員。

#### ○16番 友永修議員

組織として担当部署が決まった上で調査研究しなければならない、まずは動物愛護の関連業務の所管部署について研究することです。正直なところ、納得のいく答弁ではありません。動物愛護が非常に大事であることは認識しているとのことですので、後回しにせず、しっかり研究を進めていただき、早急に大阪府との調整に入れるよう取り組んでください。今後も継続して確認してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

次に、高比良議員。

(4番 高比良正明議員登壇)

#### ○4番 高比良正明議員

にじの会の高比良正明です。今回は怒りを抑えて、冷静に9問質問します。

#### 1. 市の職権濫用について。

9月議会でペットの同室避難所を増やすことができましたが、それを自分が初めに質問したのだからと、汗もかかずに自分の手柄として漁夫の利を得ようとした友永議員について、「さも自分がやったように謀ったので、壇上より〇〇〇〇〇〇(6文字削除)」と議会だより原稿に書いたところ、議会事務局が私の同意なく、その部分だけを抹消して発行してしまいました。

職員は法的根拠に基づいて職務を執行していますから……。 (発言する者あり)

〇〇〇〇〇〇〇(7文字削除)。

#### ○烏野隆生議長

静粛をお願いします。

#### ○4番 高比良正明議員

これについても法的根拠や権限はあるのか、また、議員に対し、そのような職権濫用が行われているということは、ほかの部署でも市民に対して同じようなことが頻繁に行われているのではないかお尋ねします。

#### 2. 人権・男女共同参画課からジェンダーギャップ対策課への課名変更について。

本問は、前回に引き続き、兵庫県豊岡市の先進例に関するものです。豊岡市では、人権施策や男女共同参画を推進する部署として、多様性推進・ジェンダーギャップ対策課があります。これは中貝宗治前市長が2018年に改定したもので、政治家や企業の管理職など、意思決定層に占める女性の割合が低い、社会的な男女格差解消のための施策です。

本市では、同様の取組を行う部署として人権・男女共同参画課がありますが、議場を見ても分かるように、議員、理事者とも女性の割合が低いことは一目瞭然です。本市でも、豊岡市のようにジェンダーギャップあるいはジェンダーフリーという言葉を入れた名称に変更する考えはありますか。

3. 情報公開請求・開示の利便性拡大について。

今年6月の総務常任委員会で井舎委員より、大阪府を例示して、情報公開請求をオンラインでできる旨の質問があり、乾広報広聴課長より、本市が導入している電子申請システムの活用可能性、情報公開条例等の整備、見直しについて調査研究を進めるとの答弁がありました。

私は市民オンブズとして各自治体に情報公開請求し、判例等を用いて墨塗り部分を公開するよう改善し、本市でもメールにワードを添付して申請ができるように改善してきました。大東市のように公開もメールでPDFを返信するよう要望し続けてきましたので、これまで交渉を重ねてきた結論を伺います。

4. ガバメントクラウドにおける情報流出の危険性について。

2021年9月1日に施行された標準化法において、国は地方公共団体に対し、2025年度末までに情報システムの標準化、ガバメントクラウドへの移行を求めており、それに付随して、2021年12月議会での堂本前議員の質問を皮切りに、2023年12月議会では宇野議員が導入時期と経費負担について、今年3月の予算常任委員会では田中委員が財政負担と情報漏えいについて質問されており、私も別の角度から質問いたします。

まず、今後のスケジュールや利用するガバメントクラウドについてお答えください。

5. 国家への忠誠の強要について。

日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約、いわゆる自由権規約に1978年署名し、翌年より効力を生じています。ところが、東京都教育委員会が都立学校の教職員に入学・卒業式での国歌斉唱起立強制について、国連自由権規約委員会から、2022年11月4日、この強制は規約第18条に違反

し、思想や良心の自由を保障するよう求めるとの是正勧告を受けましたが、日本弁護士連合会すら2023年4月に行っている勧告の和訳を国はしていません。

また、不起立で処分された教員が処分撤回を求めて闘った裁判では、我が国において、日の丸、君が代は明治時代以降、第二次世界大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたことがあることは否定し難い歴史的事実との判決も示されています。

しかし、大阪府では、入学・卒業式に向けて、国際社会に生きる日本人としての自覚を養い、国を愛でる心を育てると、あたかも日本人しか存在しないかのような時代錯誤な通知を毎年発出しています。国連の是正勧告よりも、大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例や学習指導要領を教育委員会として重視するというのでしょうか。

6. 日本政府による北朝鮮拉致被害推進の市民周知について。

国連総会本会議において、北朝鮮人権状況決議が採択された2005年12月16日を記念し、毎年12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間となっています。拉致問題に対する理解促進のため、啓発事業はとても大切なことだと思いますが、事実をもって行うべきです。

拉致については、横田めぐみさんが1977年11月22日付の新潟日報では、1週間前から失踪していると報道しており、1980年1月7日付産経新聞で阿部雅美記者が、1978年の事件について、「アベック3組ナゾの蒸発」「外国スパイが関与か」と書き、1995年5月、石高健次朝日放送プロデューサーが、ドキュメンタリー「闇の波濤から」を制作する過程で、北朝鮮による日本人拉致事件で初めて実行犯から犯行を認め

る証言を引き出し、翌年、月刊現代コリアに、めぐみさんとは書かなかったのですが、韓国の情報機関から聞いた13歳の少女が拉致されているという情報があるとの記事を書き、翌1997年2月3日付産経新聞では、橋本敦共産党参議院議員の秘書で、拉致問題に取り組んでいた兵本達吉氏からの情報で、阿部記者が、めぐみさんが北朝鮮に拉致された疑いが強まったと報道しています。

国会では、1988年3月26日の参議院予算委員会、橋本議員の質問に、梶山静六国家公安委員長が、さきのアベック行方不明事件について、初めて北朝鮮による拉致疑惑を明らかにしていますが、政府が横田さんも含め、全体で7件10人を北朝鮮による拉致と判断するに至ったと説明したのは、1997年5月1日の参議院決算委員会です。

有本恵子さんの両親は、1988年秋、拉致被害者の家族で最も早く外務省に陳情に行くも、アジア局北東アジア課の事務官は、日朝交渉の邪魔になるから騒がないでほしいと相手にしませんでした。

また、1959年から1984年までの北朝鮮への帰還事業では、約9万3000人を日本に戻れないと知った上で政府は送り出し、そのうち日本人妻は約1830人、その子供たちも含めて、日本国籍保持者は約6800人とされます。

1977年、金正日は、北朝鮮の職員たちに対し、手当たり次第に外国人を誘拐するよう命じ、日本の警察も当時から拉致現場の海岸で張り込んでいたにもかかわらず、国は拉致と認めるまでの20年間、拉致被害者を不作為で増やし、帰還事業では積極的に増やしてきたのです。市で取り組む啓発事業において、この日本政府の積極的拉致についても併せて周知すべきではないでしょうか。

#### 7. 産業高校存続について。

少子化の進行や高校授業料無償化による私立高校人気により、今年3月の高校入試では、半数近い公立高校で定員割れになりました。幸い産業高校は定員割れを免れています。今後、少子化が進めば、生徒の確保が難しくなることは容易に想像が付きまします。

大阪府は、府立学校条例により、入学志願者が3年連続で定員割れし、改善の見込みがないものは再編の対象として府立高校の統廃合を進めており、既に2014年度から2022年度までに17校の募集停止を決定し、5年後までに9校程度の募集停止の方針を示しています。

今年度は、夜間の定時制と通信制を除く府内公立校145校のうち半数近い70校が定員割れしており、近隣においても、本市出身で漫才師のメッセンジャーあいほらさんが卒業した阪南市の泉取高校や、作家の沢木耕太郎さんが卒業した堺市の美原高校が既に募集停止となっているほか、再来年には吉本新喜劇の山田花子さんが卒業した堺市の福泉高校が募集停止となります。

産業高校は府立ではないので同じ扱いにならないとしても、公立高校全体が厳しい状況にある中、今のうちから学校の魅力を高める努力が必要かと思いますが、産業高校ではどのような取組をしているのでしょうか。

#### 8. 避難訓練、防災について。

今年3月議会において、大規模な災害が発生した場合に備えて、できる限り公助には依存せず、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神の下、自分自身や家族、そして隣近所の方々の命を守る身近な訓練として、リヤカーを使っただけの避難行動訓練や避難所の役割などの訓練を、中学生を巻き込んで実施してもらいたいとの趣旨で質問しました。



危機管理部からは、本市の津波浸水想定区域内に位置している中学校は春木中学校と野村中学校の2校が該当し、それぞれの中学校における独自の訓練については、教育委員会を通じて各中学校へ訓練の実施を働きかけることとなるとの答弁でした。その後の経過について、改めてお聞きします。

また、被災者が生活再建を行うためには、活用できる支援制度などについての相談窓口が重要となります。また、各種公私にわたる支援を受けようとした場合、通常は罹災証明書の交付を受けることが必要となります。しかしながら、災害発生からしばらくの間は市の窓口業務も混乱するとともに、被災者自身も慣れない申請手続などに戸惑い、迅速な証明発行業務に支障を来すことが予見されます。

それらの解決策の1つとして、昨今、近隣市では大阪府行政書士会と災害時応援協定を締結し、行政書士のスキルを生かした被災者支援相談会の実施や罹災証明の交付申請支援を行うことを取り決め、2018年6月に発生した大阪北部地震の際には私もお手伝いしてきました。これについて危機管理部の考えをお答えください。

#### 9. コロナワクチン被害について。

昨日、OECDが11年ぶりに実施した国際成人力調査の結果が公表され、日本はトップクラスを維持しながらも、前回1位だった読解力を2位に落としています。これは、成績下位層の割合が増加、35歳以降は右肩下がり、特に45歳から54歳までの成績が低下しているのが原因で、正確に判断する力も落ちていると感じられ、それが本問ともつながります。

新型コロナウイルス感染症予防接種被害について、国が公表しているところによりますと、予防接種健康被害救済制度に係るこれまでの進達受理件数は、12月6日現在、

1万2515件で、そのうち認定件数は8550件となっています。この中には、死亡一時金または葬祭料に係る認定が915件含まれています。

2024年度からは定期接種化されておりますが、日本が世界で最初に新型のレプリコンワクチンが薬事承認されたことで、ワクチンに反対する市民から不安の声が出ています。本市においてはどのような状況にあるか、申請件数、認定件数、給付の状況についてお示しください。

以下、自席より質問します。

#### ○烏野隆生議長

先ほど、高比良議員の発言の中で、議員に対して振る舞った発言がございました。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前11時10分再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

波積副市長。

○波積大樹副市長

まず、市の職権濫用という御質問につきまして御答弁申し上げます。

議会だよりに関しましては、議会において編集、発行されておりますので、議会内で協議し御判断いただくべきものと考えております。

なお、職員は、その取り扱う事務につき公平性を欠いたり、市政に対する市民からの疑惑や不信を招いたりすることがないよう職務を遂行しております。現時点で権利の濫用といった事実は把握しておりません。

○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

○生嶋雅美市民環境部長

御質問の2、人権・男女共同参画課からの課名変更についてお答えします。

ジェンダーギャップとは、男女の違いにより生じる格差を意味します。また、ジェンダーフリーは、性別による社会的差別をなくすことを意味する和製英語です。

しかしながら、本来とは異なる意味でジェンダーフリーという言葉を用いて性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すことなどは、国民の求める男女共同参画社会とは異なることとして、この言葉をめぐる誤解や混乱を解消するため、使用しないことが適切であると、平成18年1月31日付で国の内閣府男女共同参画局からの通知がございます。

きしわだ男女共同参画推進プランでは、男女共同参画社会基本法に基づき、「誰もが暮らしやすい社会にするために男女共同参画を実現するまち きしわだ」を基本理

念としています。

岸和田市男女共同参画推進条例で規定する男女共同参画の定義は、ジェンダーギャップの解消と同様のものであり、本プランでは、男女がともに働きやすいまちづくり、男女がともに活躍するまちづくりを基本目標の1つとして施策の方向を掲げています。

また、本市の男女共同参画推進のための拠点施設の名称は、岸和田市立男女共同参画センターでございます。さらに、男女共同参画は内閣府の組織の名称にも使用されております。

本市では、プランやその基本理念、条例、拠点施設など、男女共同参画という言葉を用いて、文字どおり男女共同参画のまちを目指しているところで、現時点では名称変更については考えておりません。

続きまして、御質問の6、日本政府による北朝鮮拉致被害推進の市民周知についてお答えします。

議員お示しのマスメディアによる報道内容について、話として聞いたことはございますが、詳細には承知しておりません。

拉致問題に関する市民への周知啓発ということについて、平成18年6月に公布、施行された拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律では、国の責務のほか、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努める旨を規定しています。また、12月10日から12月16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間の創設や、同週間における国、地方公共団体の啓発事業の実施も定めています。

本市では、令和4年第1回岸和田市議会定例会において、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進するよう求める決議が可決され、議会

の意思表示がなされました。

本市が行う啓発事業は、国の法律を踏まえ、岸和田市人権施策推進プランに掲げる人権課題の1つである北朝鮮当局による人権侵害問題として、また、本市議会の決議に沿う形で取り組んでいるものです。本プランでは、拉致問題について理解を促すための啓発、国や大阪府と連携した施策の推進等を施策の方針としています。

一日も早く全ての拉致被害者が帰国できるよう、一人一人が関心を寄せ続け、伝え合うことが拉致問題の解決に向けて大きな力となり、国全体が1つにまとまって、同じ方向を向いて取り組んでいくことが大事だと考えています。本市としましては、法やプラン等に基づき、今後も国、大阪府と連携した施策の推進に努めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

情報公開請求・開示の利便性拡大についてでございますが、議員御指摘のとおり、情報公開請求手続のオンライン化を進めるため、汎用電子申請システムL o g oフォームを利用して公開請求が行えるよう準備を進めております。なお、利用開始日につきましては令和7年4月1日を予定しております。

次に、行政文書の公開の実施方法につきましては、情報公開条例施行規則第8条第1項各号により、文書等の閲覧、その写しの交付または送付などが定められておりますが、今般、電子メールにより送付する方法を新たに追加する予定でございます。具体的には、PDF化した文書データを添付して、請求者にメール送信する方法を予定しております。この方法によりますと、写しの作成や送付に要する費用は特段かかりませんので、利用者のサービス向上に資す

るものと考えております。

なお、公開請求権者以外の方、例えば市外在住の方からの公開請求につきましては、情報公開条例第17条により、申出による行政文書の任意的な公開について定めておりますが、この場合においても、請求権者と同様にL o g oフォームを利用した公開請求や電子メールにより送付する公開方法を導入いたします。

#### ○烏野隆生議長

谷口総務部長。

#### ○谷口英樹総務部長

ガバメントクラウドに関する御質問についてお答えいたします。

本市の情報システム標準化、ガバメントクラウドへの移行は、20の標準化対象業務がある中で、一部移行困難と認定されたシステムを除き、令和8年2月の移行を予定しております。現在、業務ごとに現行事務と標準化後のシステム機能との確認を行い、そのギャップを埋める作業を進めているところです。

性能面、経済性合理性を考慮した結果、生活保護システムの一部及び戸籍システムは独自のクラウドサービスを利用する予定でございます。その他のシステムについて利用するガバメントクラウドは米国のIT事業者、アマゾンウェブサービスが提供するクラウドサービスを利用する予定でございます。

#### ○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

#### ○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

教育総務部に関する御質問2つにつきまして、続けて御答弁させていただきます。

まず、5の国家への忠誠の強要に関する御質問についてでございますが、国連の是正勧告と我が国の法令等との関係性につきましては国において判断されるべきもので

あるというふうに考えてございまして、教育委員会といたしましては、大阪府条例や学習指導要領に基づいて対応していくべきものと考えてございます。

次に、7の産業高校存続に関する御質問についてでございますが、産業高校では一昨年度から選択制の新カリキュラムを導入させていただきまして、マーケティングの学習にも重点を置いて、企業と連携して新商品を開発するなど、特色ある授業を展開させていただいているところです。

また、開発した商品を本市のふるさと寄附の返礼品というふうにしたり、生徒自身がSNSを活用して、中学生に向けて高校の魅力を発信したりするなど、産業高校をPRする取組にも力を入れていただいているところです。

さらに、特別教室に空調を設置したり、トイレや照明を改修するなど、生徒が快適に学べる学習環境の整備を進めて、施設面におきましても魅力ある学校づくりに努めさせていただいているところです。

#### ○烏野隆生議長

寺本危機管理部長。

#### ○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の8. 避難訓練、防災について危機管理部から答弁いたします。

まずはリヤカーを使った訓練についての経過ですが、共助の要となります防災福祉コミュニティが登録されている地域、その地域の中にあります野村中学校に打診を行い、危機管理部との共催という形で、去る10月2日に野村中学校の敷地内において避難訓練を実施いたしました。

この訓練は、野村中学校が実施する津波避難訓練の場を活用し、中学生と防災福祉コミュニティとの協同により、避難行動要支援者に対するリヤカー及び車椅子を使用した避難支援を体験することで、災害時に

において相互に連携ができるよう理解を深める目的で行いました。

参加者は野村中学校の教員27名、全生徒215名、そして防災福祉コミュニティの方々21名、危機管理部の職員8名を合わせた271名で訓練を実施いたしました。

訓練の概要としましては、地震発生と大津波警報の発表に伴い、校舎からグラウンドへの避難行動、続いて、生徒によるリヤカー及び車椅子を実際に使用した避難行動要支援者の避難支援を行いました。また、併せて災害時に避難所となる予定の体育館におきましては、防災備蓄品の組立てについて研修を行いました。

次に、大阪府行政書士会との災害協定についてですが、同会からは令和6年4月23日付の書面にて防災協定締結の御提案がありました。本市におきましては、その必要性を認識しましたことから、先月、同会と協議を行い、現在、協定書案の内容について双方で精査を行っているところでございます。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

質問の9. コロナワクチン被害について答弁申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種による予防接種健康被害救済制度に進達受理されたものについて、国が公表する認定件数の中に死亡一時金または葬祭料が認定されている件数が含まれていることは承知いたしております。

本市においては、これまで当該制度への申請に関する相談は37件、申請に至った件数は10件、国の認定がありました件数は5件でございます。給付の種類は、いずれも医療費及び医療手当てでございます。死亡一時金または葬祭費の給付はございませんで

した。

新型コロナワクチン接種による健康被害の場合に限らず、本市の市民として予防接種を受けた方で、予防接種健康被害救済制度に基づいて、医療費及び医療手当等が治療まで定期的に給付される方については、市外に転出された後も、本市から事務手続に必要な事項の御確認などとともに、近況についてもお伺いすることがございます。

新型コロナワクチン接種は、令和5年度までは特例臨時接種として実施していましたが、令和6年度からは、議員御案内のとおり、定期接種として実施いたしております。なお、定期接種の対象である市民の皆様で接種を希望される方につきましては、令和7年1月31日の実施期間終了まで、所定の手続を経てワクチン接種を受けていただくことが可能でございます。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

1番の職権濫用について、市民に対する権利の濫用は把握していないということですが、そんなことがあれば、行政としての根幹が揺らぐ問題です。ところが、議会事務局の職員は、権限もないのに議会だよりの記事を勝手に削除しており、それに対する答弁を、市長は議会として呼んでいないので、再度副市長に尋ねます。

#### ○烏野隆生議長

波積副市長。

#### ○波積大樹副市長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、議会だよりに関しましては、議会において編集、発行されておりますので、議会内で協議して御判断いただくべきものと考えております。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

議会はあくまでも市とは別だという立付けになっておりますけれども、職員は人事異動によって別の市長部局のところにも行くわけですから、行政がゆがめられたというふうにも考えられないことはないわけです。

波積副市長は元官僚で、そんなことがあれば、行政がねじ曲げられたと大問題になると承知しているでしょうし、それがまさに2017年の森友・加計問題でした。本市は政令市でないので問題があっても報道されないと考えず、市長の女性問題もネット上では世界に広がってもいますので、他山の石としてもらうように伝え、次の質問に移ります。

2番、ジェンダーギャップ対策課への課名変更について。

厚生労働省のくるみん、えるぼしだけでなく、経済産業省もダイバーシティ経営企業100選やなでしこ銘柄を選んでいますが、これは前身である通商産業省時代に、公害病の原因が判明し、厚生労働省が指摘しても10年以上放置し、水俣病患者を積極的に増やした銭原理主義にのっとったものです。

豊岡市は若者回復率が数値化できていますが、本市は10代が進学で減り、大学を卒業しても戻ってこず、20代が転入超過しないまま子育てするようになれば、30代がさらに転出する最大世代となっています。

また、ジェンダーフリーとの用語の使用について、政府の態度は二転三転しており、2004年3月に福田康夫元男女共同参画担当大臣が、それぞれの地方公共団体が判断すべき問題と国会答弁し、5月には内閣男女共同参画局が自治体に事務連絡します。

その答弁に対して、4月には安倍晋三元自由民主党幹事長代理が代表の自民党、過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調

査プロジェクトチームが結成されます。

同年、統一教会のフロント団体、天宙平和連合が21世紀世界平和の為の日本女性指導者セミナーのために作成した冊子には、現在の課題となすべきこととして、第2次男女共同参画5か年計画においてジェンダーという文言を使用させない、安倍晋三元内閣官房長官と山谷えり子元内閣府大臣政務官でチェックできるように関係省庁、議員に積極的に働きかけるとあることに基づき、先ほどの答弁にあった2006年1月、国からの今後はこの用語を使用しないことが適切との考えが示されています。つまり、ジェンダーを使うなというのは統一教会の教えだと露見しております。

しかし、2016年5月、忠実に日本の国教である統一教会の教えを守った安部元首相は、総理官邸で第1回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合を開催し、ジェンダー指数など多数の用語を和訳できず、その使用も否定できなくなっています。

さきに豊岡市を例示したように、本市でも波積副市長にジェンダーフリー課への名称変更とその意気込みを伺い、質問を終わります。

#### ○烏野隆生議長

波積副市長。

#### ○波積大樹副市長

先ほど市民環境部長からも答弁させていただいたとおり、本市では、きしわだ男女共同参画推進プラン、岸和田市男女共同参画推進条例、岸和田市立男女共同参画センターというように、男女共同参画の言葉を使用しております。市民一人一人が性別に関わりなく互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して多様な生き方を選択できる、そのような男女共同参画を実現するまちを目指しております。したがって、現時点では名称変更については考えておりませ

ん。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

答弁がどうであれ、男女格差をなくすための施策には今後も取り組んでいくと宣言して、次の質問に移ります。

3番、情報公開について。

これまで、大阪府ではCDの情報公開でも、情報量として1枚ごとに10円を支払っているところ、本市ではCD代金だけで公開している部分を評価していたところですが、今回、政令市などで行われているように電子申請ができ、公開もメールで受け取れる、つまり地球の裏側のエクアドルにいる方へも本市は情報公開を行うようになり、開かれた市政へ進んだことは大いに評価したいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。4番、ガバメントクラウドについて。

デジタル庁がガバメントクラウドの事業者として認めているのは、アメリカのアマゾン、グーグル、マイクロソフト、オラクルのIT4社であり、本市はアマゾンを利用するとの答弁ですが、昨年末、初の国内企業であるさくらインターネット株式会社が新たにガバメントクラウド提供事業者に選定されています。

為替レートについては宇野議員、田中議員から質問があったように、外国企業であればクラウド利用料金がドル建てで算出され、運用経費が高額になることも想定されますし、後に質問するデータの保管に関する懸念もあります。今後、国内企業への切替えは可能かお答えください。

#### ○烏野隆生議長

谷口総務部長。

#### ○谷口英樹総務部長

議員御案内のとおり、昨年末、国内企業であるさくらインターネット株式会社がガバメントクラウドのクラウドサービス提供事業者として選定されました。デジタル庁が昨年9月に事業者の選定方式を見直し、令和7年度末までに技術要件を全て満たすことを前提とした条件つきでの選定であると認識しております。

ガバメントクラウドは、デジタル庁がクラウドサービス提供事業者と契約し、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できる環境を提供するクラウドサービスで、どのクラウドサービス提供事業者を利用するかは、各地方公共団体が契約するシステム事業者が個々のクラウドサービス提供事業者の環境に対応することができるか否かによることとなります。

本市が現在契約しているシステム事業者が対応できるクラウドサービス提供事業者はアマゾンウェブサービス1社のみで、他のシステム事業者におきましても、現時点では複数のクラウドサービス提供事業者に対応できるシステム事業者は存在せず、契約するシステム事業者により利用可能なクラウドサービス提供事業者が決定することになるのが現状です。

今後、国内企業がガバメントクラウドの技術要件全てを満たした上で、その環境構築に対応できるシステム事業者が出てきた場合、本市といたしましても、次期システム事業者の選定の際には候補の1つになるものと考えております。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

答弁を分かりやすく言い換えれば、本市は消費者として小売店の株式会社日立システムズと契約し、デジタル庁は問屋として製造者であるアマゾンと契約しており、日

立はアマゾンのみを専売しているということです。

11月5日、トランプ大統領が再選してしまいましたが、彼の言葉を借りて「アザケポン ヴェルバ アセル グランデ」と国内企業を海外企業よりも優先させるならば、国内企業がガバメントクラウドの事業者として正式に認められ、環境構築に対応できるシステム事業者が出てくれば、ぜひ検討していくよう提言します。

次に、ガバメントクラウドに保管するようになるデータについて確認します。ガバメントクラウド上に構築されたサーバーに対し、米国捜査当局等が米国クラウド法に基づき、データベース等の開示請求があった場合、当該サーバーにある自治体が保有する個人情報も開示される可能性があるのではないかと、つまり合法的情報漏えいが行われるのではないかについて見解を伺います。

#### ○烏野隆生議長

谷口総務部長。

#### ○谷口英樹総務部長

米国クラウド法は、米国政府に無制限のアクセスを認めるものではなく、犯罪捜査という極めて限定された場合において、裁判所の令状等に基づく手続により、米国の管轄にあるクラウドサービス事業者に対して開示要請が行われるものと認識しております。そのため、一般の行政事務の遂行に係るシステムを利用対象とするガバメントクラウドについては、そもそも当該データ提供の要請が行われることは想定し難いと考えております。

その上で、万が一、米国クラウド法に基づく要請があった場合についての見解といたしましては、デジタル庁におきましても、国家及びその財産は一般に外国の裁判権から免除されるという国際法上の原則、いわ

ゆる主権免除の原則が適用されることで開示は行われたいとの見解を示しており、本市といたしましても、データ開示は行われたいものと考えるところでございます。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

ガバメントクラウドは主権的行為で主権免除が適用されるとお考えのようですが、日本は戦後一秒たりとも独立したことはなく、アメリカの保護領として存在を許されています。その現状で、裏金脱税統一教会政府は、データを出さないということをやっても、アメリカから出すように強く言われると出すのではないかと懸念が残ります。

そもそも国内企業であれば、アメリカから情報を盗まれる危険性は少ないわけです。また、国内企業であっても、IT企業は膨大な電力需要があります。

マイクロソフトは今年9月、スリーマイル原発と20年間もの電力供給契約を交わしたと報道されています。スリーマイル原発は1979年に2号機原子炉がメルトダウンを起こし、世界的に名前が知られるようになり、残った1号機も2019年に運転を停止して廃炉へ向かっていましたが、再稼働に向かい、問題視されています。

本市は契約者として、国内業者であるさくらインターネット株式会社が、泊原発でなく、現在利用している100%の水力や太陽光などの再生エネルギーで運営し続けるよう要求することも含めて、質問を移ります。

5. 国家への忠誠の強要について。

それでは、市内学校の児童生徒に対してはどのように指導しているのでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

長岡学校教育部長。

#### ○長岡英晃学校教育部長

学習指導要領の特別活動編には、入学式

や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものと示されております。

また、社会編には、1つ目、国旗と国歌はいずれの国も持っていること。2つ目、国旗と国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること。3つ目、我が国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、長年の慣行により、日章旗が国旗であり、君が代が国歌であることが広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていること。4つ目、我が国の国歌君が代は、日本国憲法の下においては、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であること。また、国歌君が代につきましては、音楽科における指導との関連を重視するとともに、入学式や卒業式などにおける国旗や国歌の指導などとも関連づけながら指導することが大切であるというふうに示されております。

さらに音楽編におきましては、国歌君が代は、いずれの学年においても歌えるように指導することと示されております。

学校における国旗、国歌の指導につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒に我が国の国旗、国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌も同様に尊重する態度を育てるために適切な指導を行ってまいります。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

市内学校の入学・卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱に関してお聞きしますが、教職員に対してどのように指導しているのか



しょうか。

○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

まず、国歌の斉唱につきましては、平成23年6月13日に公布されました大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の中で、府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うことというふうに定められてございます。

また、国旗の掲揚につきましては、平成29年3月告示の小学校学習指導要領の第6章、特別活動という章の中なんですけれども、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するものとする明記されてございます。これらにのっとり適切に実施させていただいているところです。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

では、先ほど、学習指導要領から国旗、国歌の強要が示されているとの答弁がありました。例えば外国籍や外国にルーツのある児童生徒に対して、入学・卒業式においてどのように配慮されているのでしょうか。

6月議会では、同じ教育委員会の池内生涯学習部長から、成人式での国家への忠誠について、起立は強制していない、起立しない自由があると答弁がありましたが、強要していることはないのかお聞かせください。

○烏野隆生議長

長岡学校教育部長。

○長岡英晃学校教育部長

各学校では、入学式や卒業式において、

外国にルーツのある児童生徒に対しては、本人及び保護者の思いを丁寧に聞いて、意向を尊重し、強要することもなく、安心して取り組むことができるよう配慮いたしております。また、入学式、卒業式等の行事につきましては、学校長が事前指導も含め対応しております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○4番 高比良正明議員

本市が憲法と同等の国際条約よりも府条例に重きを置いている答弁でした。

また、戦時、アジア、沖縄などで日本兵に虐殺されたり、戊辰戦争など被害地にルーツを持つ子供たちは、あなたの祖先を殺したシンボルが日の丸だと隠蔽し、その自己保身のためには国際連合脱退も辞さないとの考え方を現場教員が強いられていると分かりました。それが全体でなく、配慮の必要な子供に対するこそそした話となるのでしょうか。性教育も男女一緒に授業を受ける現在、そんないじめのネタを学校が投入するのではなく、全体的に伝えるべきで、それこそが教育ではないのかと問うて、次の質問に参ります。

6番、日本政府による北朝鮮拉致被害推進の市民周知について。

拉致については、国家の罪だけではなく、被害者への社会の冷たい目もあります。2002年に帰国した蓮池薫さんは、2010年に月30万円の政府の給付金を辞退しています。これは生活保護的な給付金で、2012年9月26日付週刊朝日では、一家の衣食住は全て税金、2人の子供は大学入試も学費も免除とのデマを言われ続けたため、生活は楽ではなかったが、2010年4月に辞退したとあります。

新潟県柏崎市は小さな町なので、顔見知りからも言われたでしょう。このような、

拉致の被害に遭われた方が批判を受けることについてはどのように思われますか。

**○烏野隆生議長**

生嶋市民環境部長。

**○生嶋雅美市民環境部長**

私もインターネットに掲載されている記事内容を確認しました。帰国されてから、蓮池薫氏とその御家族が様々な苦難に遭われているという内容でした。

本市では、岸和田市人権施策推進プランに基づき、様々な人権施策を実施しています。被害に遭われた方に対する誤解や誹謗中傷などの二次被害が生じないように、寄り添う気持ちを育むための啓発が大切だと考えています。

市ホームページやチラシ、ポスター等の広告媒体を用いて啓発に取り組むほか、人権相談等も行っています。今後もプランに基づき、啓発活動等に取り組んでまいります。

**○烏野隆生議長**

高比良議員。

**○4番 高比良正明議員**

それでは、教育委員会として拉致問題に対する取組はどのように行っているのでしょうか。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

学校教育におきましては、平成23年に国で閣議決定されました人権教育・啓発に関する基本計画で、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進するとされています。

教育委員会といたしましては、国及び府の依頼を踏まえ、拉致問題に関する教員等の研修の実施や映像作品等の活用など、学校に周知しております。

また、各学校では、学習指導要領の歴史

的分野、あるいは公民的分野を通して、国際社会における環境問題、領土問題、拉致問題等について学習しており、児童生徒は教科書や資料、情報等を活用し、主体的に調べたり対話したりして理解を深められるよう取り組んでおります。

**○烏野隆生議長**

高比良議員。

**○4番 高比良正明議員**

市も学校もこのような事実を知っているが、法に縛られて伝えられないようです。報道もされているような政府の加害をこれ以上明るみに出せず、洗脳を受け、また子供たちにも伝えるしかないという実情です。日本が同様の棄民をブラジルやハワイなどでも行い、からゆきさんも含め、仕送りで日本の経済貢献をしてきた歴史にも通じませぬ。

指導要領などに縛られても、平井美津子教員のように戦時性奴隷について教えることもできるわけですから、蓮池薫さん、透さん兄弟に、安倍政権がいかに被害者を選挙ネタとして消費してきたかについても講演いただいたり、アクティブラーニングとして、前問の日の丸、君が代についてなども含め、子供たちが探求し議論できる授業の教材として取り上げていただくことを提案して、次の質問に移ります。

7番、産業高校存続について。

現在の取組だけでなく、今後さらに少子化が進む中では、もっとインパクトのある取組が必要ではないかと考えます。

そこで副市長に提案します。広島県の安芸高田市では、本年度より市内にある県立高校2校の生徒会に100万円の補助金を出し、吉田高校では、各クラスに割り振られている文化祭の配当金を増額して学校の魅力を向上させ、弁当作りの負担軽減や、部活動に励む生徒のために食べ物の自動販売機の

導入、生徒同士の交流の場として飲食スペースを整備し、向原高校では、初めて地域の小中学生を対象として「魂フェス」イベントを開催。若者たちに人気の広島出身のシンガーソングライターなどを呼ぶなどして学校に活気をもたらし、学校の魅力や知名度を向上させようと、生徒自身が自分たちの学校を活性化するために必要な事業を提案して実施する取組を行っています。本市の産業高校でも取り入れたらいかがでしょうか。

**○烏野隆生議長**

波積副市長。

**○波積大樹副市長**

御提案いただきました安芸高田市の取組でありますけれども、学校の魅力を高めるための方策を生徒自らが考えるものであります。この事業の実施の過程を通じまして、貴重な学びとなり得ると考えます。

一方、産業高校で実際に事業を実施することになりますと、学校長の判断となりますので、その意向も踏まえながら、市の教育委員会とともに積極的に検討してまいりたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

高比良議員。

**○4番 高比良正明議員**

首長が過度に教育に口を出せないとしても、これは生徒会やクラブを含め、生徒が直接市のトップと協議できる貴重な体験ともなるため、新年度には実現できるよう提言して、次に移ります。

8番、避難訓練について。

野村中学校で実際にリヤカーを使った訓練を実施され、私を含め何人もの議員が見学しましたが、訓練を実施した成果や課題などがあればお答えください。

また、大阪府行政書士会との協定締結については、早急に進めていただきますよう

お願いします。

**○烏野隆生議長**

寺本危機管理部長。

**○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱**

訓練の成果といたしましては、野村中学校の生徒並びに防災福祉コミュニティの方々が相互に積極的に協力して取り組まれ、有意義な訓練であったと評価しております。

しかし、その反面、野村中学校と防災福祉コミュニティ及び危機管理部との事前の打合せが不十分であったため、お互いの意思疎通がうまくできなかったという場面もありました。また、今回訓練を企画するに当たり、防災福祉コミュニティの活動や組織の存在そのものについて、野村中学校だけでなく、広く周辺の市民に周知が不十分であったことが課題として認識しております。

**○烏野隆生議長**

高比良議員。

**○4番 高比良正明議員**

実際に訓練を実施してみないと分からない、明らかにならないこともあるかと思えます。それらを踏まえて、今後の取組の方向性についてお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

寺本危機管理部長。

**○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱**

今後は、春木地区の町会・自治会に対しまして防災福祉コミュニティへの登録を働きかけるとともに、春木中学校や学校教育部とも協議いたしまして、避難訓練の実施に向けて打診させていただきたいと考えております。

また、防災福祉コミュニティ協議会の活動が活性化するように促し、併せて組織の制度や取組を広く市民に周知していく必要があると考えております。

**○烏野隆生議長**

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

以前要請した春木地区の防災福祉コミュニティが発足する予定も見えてまいりました。これで、ほぼ市内全域に防災福祉コミュニティが存在するようになります。

今回、野村中学校での訓練でしたが、市内で2校しかない、南海線より浜側にあるもう1校の春木中学でも津波からの避難訓練を、また、ほか9中学校も含め、いかなる災害が起きても中学生が地域の頼れる力として避難行動要支援者をお手伝いして、一人でも多く災害から逃れられるよう防災訓練をさらに活発化し、地域コミュニティーを補助するよう提言して、最後の質問に移ります。

9番、コロナワクチン被害について。

この予防接種健康被害救済制度について、市民への周知はどのように行われているでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

本市では、市ホームページに掲載する新型コロナウイルスの予防接種のお知らせのページにおいて、ワクチン接種には副反応が生じるおそれがあることをお知らせするとともに、予防接種健康被害救済制度についても御案内いたしております。

また、予防接種を実施する際には、医師が予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、接種を受ける全ての方に御説明を行うこととしております。

なお、お子様を対象に定期接種として実施する、いわゆるA類疾病の予防接種では、保護者向けに予防接種の効果や副反応、予防接種健康被害救済制度などについての説明冊子を配付しており、接種の実施時に事前に熟読したことを確認しております。

副反応による健康被害についての御相談は、予防接種を受けたときに住民登録のあった市町村が窓口となっておりますので、本市においては保健部健康推進課がこれに応じております。御相談いただいた際には、併せて予防接種健康被害救済制度について御案内いたしております。

制度に基づく申請は、所定の手続を経て、本市から大阪府を經由して国に進達されます。その後は医師、法律家、感染症専門家等で構成される国の感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会が、予防接種と健康被害との因果関係に関する審査、判定を行うという流れでございます。

#### ○烏野隆生議長

高比良議員。

#### ○4番 高比良正明議員

ワクチンを打つ前の副反応のリスクの説明、不幸にもワクチン被害に遭っても、救済申請の案内が何重にもあることで、市民の不安を払拭していると理解しました。

反ワクチンの考えが陰謀論などと合わさって、まことしやかに話されるのはオカルトだと考えますが、それが居酒屋談義で済まないのは、一定の事実を含むことで見破りにくいデマとなっているからです。

12月3日付毎日新聞には、子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルスワクチンについて、全国の少なくとも12市区が接種済みの女性に不要な接種案内を郵送し、その女性が規定回数である3回を超えてワクチンを打つ過剰摂取をしていたと報道されており、このような事実がまたデマを補完してしまうわけです。

これまでの歴史あるワクチンでも副反応はありましたし、私も1990年代に重篤な障害を負い本を出された方にも話を伺いにしたり、文献を調べ、家族も打たない選択

をしております。そもそも人の判断は時間をかけて論理的に行うものではなく、ほかの動物と同様の危険を逃れる本能をもって一瞬で判断するため、ほとんど感情的に直感で判断してしまいます。また、不安をおおると、そのストレスを解消するため、危険と判断もします。それはメディアでもネット情報でも同じですから、情報の多くも危険情報となり、トランプも尹大統領も、それを現実と結びつけて問題を起こしています。レプリコンといった聞いたことのない言葉をもって、有名人が亡くなる前にレプリコンワクチンを打っていたといったデマが広まるのは、論理的に考えるための法教育、主権者教育、議論の練習、検証をしないからです。

さきの兵庫県知事選では、立花孝志氏が捏造したデマによって斉藤元彦知事が再選してしまっていますが、デマにだまされていた人たちと対話すると、兵庫県のホームページすら見ていませんでした。コロナワクチンではなおさらでしょう。

日本で国会議事堂に突入するほどデマ信奉者が集まらないのは、不必要な情報を読み飛ばす能力、すなわちネガティブリテラシーがまだ生きているからでしょうが、市民の読解力が下がっている今、責任を持って、市が無責任なネット情報に惑わされてしまうかもしれない市民へも情報提供していただくように提言して、質問を終わります。途中、お騒がせいたしました。

#### ○烏野隆生議長

一般質問における高比良議員の発言について、不穏当と思われる部分がありますので、後日会議録を精査し、必要な措置を講ずることとします。

暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午後1時再開

#### ○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、藤原議員。

(2番 藤原豊和議員登壇)

#### ○2番 藤原豊和議員

大阪維新の会の藤原豊和でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

今回は自治会運営の課題についてお伺いさせていただきます。

昨今、全国の自治会が直面している課題は多岐にわたります。その中でも特に深刻とされるのが、役員の成り手不足や加入率の低下といった問題です。少子高齢化が進む中で、自治会活動を支えてきた高齢者世代が引退し、若い世代がその役割を引き継ぐことが難しいといった状況があります。近隣住民同士のつながりが希薄化していることもあり、自治会そのものが存続の危機に瀕している地域も少なくありません。

さらに、自治会に加入しない世帯が増えることで、地域コミュニティの基盤が脆弱化し、防災・防犯活動や地域イベントの開催が困難になるケースも増加しています。これらは災害時の迅速な避難支援や犯罪防止といった地域社会における重要な機能の低下を引き起こしかねません。

これらの問題は自治会だけで解決できるものではなく、自治体や住民、さらには地域全体が一丸となって取り組むべき問題であると考えています。本市においても同様の課題を抱える町会が複数ある中で、解決に向けてどのような施策を講じるべきかを検討する時期が来ていると考えました。

まずは、運営に課題を抱えている町会や自治会が多く存在することについて市はどのように認識しているのか。また、市に対してのそういった相談があるのかどうか。

課題解決に向けて、現在どのような支援を行っているのかについてお教えてください。

後の質問は自席にて行います。御清聴どうもありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

町会・自治会の運営や活動上の課題については、日々の業務の中で、町会・自治会役員などの声を直接お聞きすることが多くあります。このため、多くの町会・自治会が運営や活動上の課題を抱えていることは認識しております。

課題に対する市の取組としては、町会館等の施設整備や防犯カメラ等の設置費用の補助といった金銭的な支援を行っているほか、転入窓口での町会加入促進チラシの配布といった加入率向上の支援、また、相談くださった内容に応じて他団体の事例を紹介するなど、情報提供を行っております。例えば、担い手不足解消の御相談があれば、若い世代を町会活動に呼び込むきっかけとなる催しを行っている事例などを紹介し、町会費の徴収が負担となっているという御相談があれば、軽減のためコンビニ収納を取り入れている事例などを御紹介いたします。

#### ○烏野隆生議長

藤原議員。

#### ○2番 藤原豊和議員

現状については理解させていただきました。

課題を抱えた町会等が多数存在する状況を鑑みて、令和5年度の政策討論会では、京西議員を座長として、高比良副座長、中岡議員、昼馬議員、南議員、友永議員、中井議員と討論を行って提案させていただきました。

そのときの提案内容としては、以下の3

点です。1つが町会・自治会役員の意向調査と市民の意識調査を実施すること。もう1つが、住民からの相談や要望への対応について、市の職員との連携を強化すること。もう1つが、情報伝達のIT化による業務の効率化と負担軽減に取り組むこと。この3つを提案させていただいております。

そのそれぞれについて状況をお伺いしたいと思いますが、まずはアンケートでの意識調査についての状況をお教えてください。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

令和5年度岸和田市議会政策討論会での提案を受け、市では、町会・自治会活動の実態を把握し、今後の活性化のための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

実施期間は令和6年7月から8月までで、アンケートの配布は、岸和田市町会連合会の協力を得て、171の町会・自治会に対して行いました。回答いただいた数は118で、回収率は69%でした。

アンケートの設問は、町会・自治会活動を行う上での課題や、活動を行う上で希望する支援、今後充実させたい取組などをお聞きするものとしたしました。

現在はまだ単純集計を行った段階ですが、結果を幾つか御紹介いたします。

町会・自治会活動を行う上での課題では、役員の成り手不足、役員の高齢化や固定化、仕事などとの両立が困難といったことがより深刻な課題となっております。また、加入率低下に関しては、退会者の増加に比べ、新規住民による加入の少なさがより深刻な課題となっております。

今後充実させたい取組では、役員の数や役割などを見直す、必要な活動に絞って実施するといった回答が多く、運営をスリム

化したい思いが見えました。その一方で、町会等の活性化につながるよう、住民同士の交流を増やすことを望む声も多くございました。

町会・自治会に対する市民の意識を知るためのアンケートの実施についても、政策討論会の御提案で頂いておりましたが、こちらについては、来年度に実施できるよう、現在、市民意識調査の関係部署と調整を行っております。

**○烏野隆生議長**

藤原議員。

**○2番 藤原豊和議員**

アンケート結果の分析などはこれからだとは思いますが、今回のアンケートの結果を受けて、今後どのような取組を行っていくのか、現時点での何かお考えがありましたらお教えてください。

**○烏野隆生議長**

生嶋市民環境部長。

**○生嶋雅美市民環境部長**

現在は単純集計を行った段階ですので、今後はより詳細な分析を進め、町会・自治会の皆さんと連携、協力しながら課題解決の取組手法を検討していきたいと考えております。

あわせて、すぐにできる取組については、準備が整い次第始めていきたいと考えております。例えば、活動を行う上で希望する支援として、情報提供を求めている声が多くございましたので、岸和田市内や他自治体における課題解決の先進事例の発信などを行っていく予定です。

また、これらに加えて、市から市民の皆さんに対し、町会・自治会の大切さを伝えていく必要性も感じているところでございます。町会加入の重要性については、広報きしわだなどで改めて周知を図ってまいります。

**○烏野隆生議長**

藤原議員。

**○2番 藤原豊和議員**

アンケートについては、自治会の声と来年度に取る予定の市民の声をどちらもしっかり拾っていただいて、それぞれプラスになることを目指して対応を考えていただくことを希望します。

アンケートでの一つ一つの意見については既知のもの、全国的に課題となっているのと近いものも多かったとは思いますが、市内全域を対象に定量的な情報が取れたという点にも意味があると思っていますので、ぜひしっかりと分析していただいて、今後の施策につなげていただきたいと思います。

次に2点目、住民と市の職員との連携の強化については、自治会役員業務の効率化と負担軽減を目的として、隣の貝塚市の町会・自治会担当職員制度を調査研究するように提案していたと思えますけれども、そちらについての対応状況はいかがでしょうか。

**○烏野隆生議長**

生嶋市民環境部長。

**○生嶋雅美市民環境部長**

住民と市職員の連携強化のための町会・自治会担当職員制度でございますが、既に導入している自治体からの聞き取りでは、導入や運用に当たっての課題も多くあると聞いております。

先ほど申し上げたアンケートにおいて、この制度の検討材料となる設問を設けておりますので、まずは詳細な結果分析を進めることといたします。あわせて、この制度が本市の町会・自治会が抱える課題の解決に有効な手法であるか、本市になじむ導入方法があるかなどについて、先進市の調査などを行い、明確にしていきたいと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○2番 藤原豊和議員

この提案の目的は住民と市との連携の強化ですので、1つの事例だけにとらわれることなく、できるだけ多くの事例を参考にさせていただいて、本市に合致するものを考えていただくということを期待します。

次、3点目について、総合政策部にお伺いします。情報伝達のIT化による業務の効率化と負担軽減について、取組状況はいかがでしょうか。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

市公式LINEを活用した情報発信につきましては、令和6年度末の運用開始を目指し、検討を進めておるところでございます。LINEを介して市から市政情報、防災情報などを発信するだけでなく、LINE上で様々な市政情報を取得できるよう準備を進めてまいります。

既に市公式ウェブサイト上では広報紙電子版の閲覧が可能となっておりますが、今後はLINEを経由して広報紙電子版を御案内できるようになりますことから、これまで以上に広報紙を閲覧してもらう機会が増すものと考えております。

○烏野隆生議長

藤原議員。

○2番 藤原豊和議員

利用率が高いLINEを用いて情報発信を行うということは非常に有効だと考えますので、期待しているところです。

また、市からの情報発信のみではなく、自治会内での情報の共有や発信にもITを用いて効率化する事例が増えてきていると思います。この辺りは、一律に導入促進を目指す対応が難しいといった自治会もあ

ると思いますので、相談があった場合に提供できるようなサポートメニュー、例えば導入のサポートだったりとか運用のサポートみたいなことを用意しておいていただくと、ニーズに沿ったサポートが可能になると考えます。

政策討論会からの提案について、アンケートやLINEでの情報発信など対応を進めていただき、どうもありがとうございます。これらの取組を進めていただくことで、役員の負担軽減や加入促進につながることを期待します。

また、加入者減少については、例えば市外からの転入時に町会の連絡先が分からないといったことも原因の1つにあるように思います。転入窓口において各自治会の連絡先が分かるように、QRコードをつけて連絡先一覧のページにアクセスできるような取組というのは、ほかにも対応している自治体があるようですので、ぜひ本市においても対応できるように御検討ください。

また、自治会活動を今後も持続可能なものにするために、自治会の組織体制や活動内容を時勢に合ったものに変革していくことも必要になってくると思われまます。組織体制や活動の改善を図ろうとする自治会を支援する取組についても御検討をどうぞよろしくお願いいたします。

以上、これからまとめになりますが、自治会は、地域における住民同士のつながりや安全・安心な暮らしを支える基盤となる重要な存在です。そして、その活性化は地域社会全体の力を引き上げ、さらには岸和田市全体の発展につながるものだと確信しています。

加入率の低下や役員の成り手不足といった問題は、放置すれば地域コミュニティーの崩壊や住民サービスの低下にも直結しかねません。これらの課題解決に向けては、



自治会の現場で活躍する皆様と市が二人三脚で協力し、共に課題に向き合っていくことが必要だと考えます。ぜひ自治会、市民の意見をしっかりくみ上げていただき、一丸となって取組を進めていただくようお願い申し上げます。ありがとうございます。

#### ○烏野隆生議長

次に、岸田議員。

(24番 岸田厚議員登壇)

#### ○24番 岸田厚議員

日本共産党、岸田厚です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

健康保険証の廃止に伴う対応について伺います。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証の利用を促進するため、政府は今年度12月2日以降、従来の保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしました。

政府はアナログの選択肢として資格確認書があると強調し、アナログとデジタルの併用だと印象づけていますが、資格確認書はマイナ保険証を持たない人を原則交付対象としているため、現在の保険証のように両方持っている状態という意味での併用になっておらず、マイナ保険証によるトラブル対応の手段になっていません。

テレビや新聞報道などでも取り上げられ、これまでの健康保険証をいつまで使うことができるのか、マイナ保険証を持っていない場合はどうすればいいのかなど、私のところにも少なからず問合せが寄せられています。

また、この間、全国保険医療団体連合会が、本当に患者や医療現場が安心してマイナ保険証が利用できる状況が整ったのか現場の実態を明らかにするため、2024年5月

以降のマイナ保険証トラブル調査を実施しています。調査は8月から9月にかけて39都道府県、1万2735医療機関からの回答としています。7割の医療機関で今もトラブルが起きているという結果が出されたと報告されています。

政府は、ひもづけ誤りが生じない仕組みを確保したとして不安払拭を強調していますが、現場のトラブルは、ひもづけ誤りだけが原因ではありません。トラブルがあったと回答した医療機関において、トラブルの累計の割合を見ますと、資格情報が無効が47.8%、該当の被保険者番号がないが18.5%、名前や住所の間違いが20.1%、負担割合のそごが10.9%、限度額認定の誤りが5.5%、他人の情報がひもづけられていたが2.1%などのトラブルが報告されています。

平デジタル大臣は、10月2日の記者会見で、ユーザーがマイナ保険証の利用に慣れてくれば不具合は改善していくとの見解を示しましたが、これらのトラブルは患者、医療機関側の慣れでは解消されないトラブルです。厚生労働省は、それぞれのトラブルについて解決に向けた対応策を示していますが、まだまだ解消につながらないのが現状です。

また、今回の調査で、マイナ保険証の有効期限切れが20.1%あったと報告がありました。本体であるマイナンバーカードの有効期限が切れていることに気がつかず、更新手続きをしないまま医療機関を受診して、資格確認ができない事例が起きています。有効期限切れの場合、当然マイナポータルへのログインもできません。

総務省が5月末に公表した資料によると、2024年の更新必要枚数が1076万人で、2023年度の236万人の4.5倍に増加します。2025年は2768万人が更新が必要となり、2023年の11.7倍になります。今後、更新忘れによ

る有効期限切れで資格確認ができない人が急増することが懸念されています。

政府はアナログの選択肢として資格確認書があると強調し、アナログとデジタルの併用だと印象づけていますが、資格確認書はマイナ保険証を持たない人を原則交付対象としていることで、先ほども述べたように、対応が十分だとは言えません。トラブルなどでオンライン資格が確認できない場合は、マイナ保険証と併せて資格情報が記載された資格情報のお知らせを提示するようアナウンスしていますが、これも十分に徹底されていないのが現状であります。

このように制度が未整備の中、マイナ保険証を利用するのにちゅうちょする国民が多数いるのも当然であり、マイナ保険証を作らないという選択も当然であります。

市民に制度の変更により混乱が生じないように、市としての対応についてお伺いします。それでは、まず本市におけるマイナンバーカードの取得人数と割合についてお答えください。また、国民健康保険加入者のうち、保険証とひもづけるマイナ保険証を持っている方の人数とその割合、どれくらいの方がマイナ保険証を利用されているのかお答えください。

以上、壇上からの質問とし、以降、自席より詳細について質問します。御答弁よろしくをお願いします。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

令和6年10月時点で、本市のマイナンバーカード保有枚数は約13万6000枚で、保有枚数率は72.3%となっております。同じく10月時点の国民健康保険加入者は約3万4500人、このうち約1万9500人がマイナ保険証をお持ちになっておられますので、割

合としては56.6%となります。また、マイナ保険証の医療機関での利用率につきましては、10月において14.0%となっております。

#### ○烏野隆生議長

岸田議員。

#### ○24番 岸田厚議員

今御答弁がありましたように、マイナンバーカードの保有率は約13万6000枚、約72%。そのうち約半数の方がマイナ保険証にひもづけてはいますが、使用率となると、やはり14.0%と大変低い。やはり使うことに不安があるという方が多いということがこの結果からも分かるのではないのでしょうか。

それでは、今マイナ保険証を持っていない方、また持っている方が世帯の中でもないというふうに思うんですけども、そういった場合の対応はどのようになっているのかお尋ねします。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

12月2日以降、被保険者の異動等があった場合、マイナ保険証をお持ちになる方は、資格情報のお知らせをお渡しすることとなります。資格情報のお知らせは、記号番号や負担割合など資格に関する情報が記載されており、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することで保険診療を受診することができます。

また、マイナ保険証をお持ちでない方は、被保険者の異動や保険証の紛失等があった場合は、保険証の代わりとなる資格確認書を交付することとなります。

よって、同一世帯でも、マイナ保険証をお持ちの方とそうでない方では対応が異なります。

○烏野隆生議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

12月2日以降に保険証は新たに発行しないということですので、ほとんどの方は、10月ですので、持っておられる方が多いというふうに思いますけれども、12月2日以降は、同一世帯でもマイナ保険証を持っている方とそうでない方については対応が異なるというふうなことであります。

それでは、マイナ保険証を持っておられない方に交付される資格確認書と、現行保険証との違いはどういったものでしょうか。

○烏野隆生議長

山本保健部長。

○山本隆彦保健部長

資格確認書と現行保険証は、ほぼ同一の内容が記載されております。資格確認書については、今後、70歳以上の方へ交付する負担割合を示した高齢受給者証と統一することも検討されております。

○烏野隆生議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今御答弁がありましたように、資格確認書という名前ですけれども、現行の保険証と全く同じものである、名前だけが違うけれども保険証と変わらないという認識でいいというふうに感じました。

それでは、マイナ保険証ですけれども、なかなか高額医療の限度額区分や窓口の負担割合について、先ほども言いましたように、少しトラブルが発生したというふうに言われているんですけども、そういったことについて、どんな情報が確認できるのかお示してください。

○烏野隆生議長

山本保健部長。

○山本隆彦保健部長

マイナ保険証は高額療養費の限度額区分や負担割合の情報を確認することができるため、マイナ保険証を使用して医療機関等を受診した場合は、その情報に基づき、本人負担額が算定されることとなります。

また、本人の同意が必要となりますが、マイナ保険証を利用することで、医療機関で処方、調剤された薬剤の情報や特定健診の受診結果などについても確認することができます。

○烏野隆生議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今言われたことですけれども、先ほど申しましたように、本体のマイナンバーカードが期限切れになると、こういった情報がきちんと読み込めないというふうな危険性があるということも併せてやはり示しておかないといけないのではないかとこのふうにも感じているところであります。

それでは、今年度については、令和7年10月末が有効期限となる保険証の更新を今されています。更新時の世帯数と被保険者数をお示してください。

また、保険料の納付状況に応じて、今までであれば資格証明書という名前の、あなたは国民健康保険に加入していますよという証明書、また、支払いが滞っておられる方については、短期保険証というものを発行しておりました。今年度の更新時において、このことについてどのように対応されたのか、また、来年10月以降の更新時について、どのように対応されるのかお示してください。

○烏野隆生議長

山本保健部長。

○山本隆彦保健部長

この10月の更新時において保険証を送付した世帯は約2万3000世帯で、被保険者約

3万4600人の保険証の更新を行ったところ  
でございますが、その後の資格異動分を考  
慮しますと、保険証交付最終日11月末時  
点では約3万4200人の被保険者が来  
年10月末までの保険証を保有している  
状況でございます。

昨年度までは、保険料の納付状況に応  
じて資格証明書、短期保険証を交付し  
ておりましたが、12月2日以降、保  
険証に代わる資格確認書は、短期の資  
格確認書として取扱いができないこと  
などにより、資格証明書、短期保険証  
とも交付せず、全ての被保険者へ通  
常の保険証を交付することとし、送付  
したところでございます。

また、来年10月の更新時では、マイナ  
保険証をお持ちの方は資格情報のお知  
らせを、お持ちでない方へは資格確認  
書を交付することとなり、今年度同様  
、全ての被保険者へ資格情報のお知ら  
せまたは資格確認書を送付することを  
考えておりますが、今後、国から新た  
な方針が示された場合は、それらを踏  
まえ検討することとなります。

#### ○烏野隆生議長

岸田議員。

#### ○24番 岸田厚議員

今お話がありましたように、今回は、10  
月には、もうマイナ保険証をお持ちの  
方についても現行の国民健康保険証が  
送られているということで、現在はマ  
イナ保険証と現行の保険証を2つ併用  
できるということで、使えるほうを使  
っておられるということになっていま  
す。しかし、10月以降はそうではな  
くて、マイナ保険証をお持ちの方には  
、先ほど言われました資格情報のお知  
らせが届く。また、マイナ保険証を作  
っていない方については資格確認書が  
届く。同じ世帯の中でも持っている方  
、持っておられない方で届くものが  
違うということで、混乱が生じないか  
ということが大変危惧さ

れるわけですが、その辺について、  
やはり今後のことが必要になってくる  
というふうに思います。

また、今回発行されています資格確認  
書の有効期限というのは、5年間のも  
のと理解していいのかお示ください。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

12月2日以降発行している資格確認  
書の有効期限は、令和7年10月31日  
となっております。資格確認書は制度  
上、最長5年間の有効期限で発行でき  
ますが、国民健康保険では短期で脱退  
や加入の手続をされる方が多いため  
、従来の保険証と同様、毎年更新とし  
ておりますので、来年11月1日以降  
についても、毎年有効期限を定めて更  
新することとしております。

#### ○烏野隆生議長

岸田議員。

#### ○24番 岸田厚議員

テレビのニュースなどでよく言われて  
いるのが、今後、国民健康保険証に代  
わって発行される資格確認書は5年間  
有効のものが発行されますというような  
、そういった報道がなされている番組  
もあるやに聞いています。今お聞きし  
ますと、そうではなくて、1年1年の  
資格確認書がそれぞれに送られてくる  
というふうなことでありますので、そ  
の辺についても混乱が起らないのかど  
うか、大変心配であります。

やはりこういった確認書を発行して、  
今、1週間が経過していますけれども  
、どの程度の資格確認書が発行され  
ているのか、また市民からはどうい  
った問合せがあるのか、市民への情  
報周知の方法はどのように行うのか  
お示ください。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

## ○山本隆彦保健部長

12月2日からの1週間で73件の資格確認書を発行しております。

市民からは1日10件程度のお問合せを頂いておりますが、以前は、保険証の廃止日以降どうなるのか、マイナ保険証の登録は必ず必要なのかといった御質問を多く頂いておりましたが、12月2日以降は、保険証は使用できるのか、マイナ保険証を持っているが資格確認書は必要か、マイナ保険証を再登録が必要かなどといった御質問が多い状況です。

周知に関しましては、以前からホームページに掲載しておりましたが、今年度の保険証の更新時に、保険証の廃止に伴う制度のお知らせを同封して送付しております。また、広報きしわだ12月号に、マイナ保険証をお持ちの方とお持ちでない方に区分し、概要について掲載しております。しかし、市民からの問合せがあるように、まだまだ十分行き届いていない状況であるため、引き続き周知に努めてまいります。

申し訳ございません。先ほど、本市のマイナンバーカード保有枚数は約13万600枚とお答えしましたが、約13万6000枚が正しいということになります。大変失礼いたしました。〔訂正済〕

## ○烏野隆生議長

岸田議員。

## ○24番 岸田厚議員

分かりました。今御答弁がありましたように、12月2日以降に新たな健康保険証は発行されないということで、今はまだ混乱というのはそんなに生じていないというふうな感じがしています。しかし、今後、1年たった来年の10月になれば、当然、健康保険証というものが届かなくなる代わりに資格確認書が送られてくる、先ほど言いましたように、マイナンバーカードをお持ち

の方には資格情報のお知らせが届くというふうなことになるということで、混乱が予想されます。

そもそもマイナンバーカードを持っていない方がおられる中で、全てがマイナ保険証に移行するということはないわけであり、そういった意味では、現行の健康保険証をやはり残してほしいという多くの市民の声、国民の声があるのは当然ではないかというふうに思います。

このように、まだまだ制度が未整備の中、制度だけが発せられるということになれば、今後やはり市の職員の皆さんの仕事の量についても負担が増えてくるのではないかなというふうにも思います。

政府の言う当面の間が終われば、申請しなければ資格確認書が届かなくなるというように、そんな懸念も出されている中、国民皆保険制度に反している今のこういった状況では、やはり私たちも納得するわけにはまいりません。

市としても、やはり政府に対して、今までどおりの健康保険証の発行が、全ての国民健康保険に加入されている方にきちんとした形で届くよう求めていっていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わります。

## ○烏野隆生議長

次に、米田議員。

(20番 米田貴志議員登壇)

## ○20番 米田貴志議員

公明党の米田でございます。議長より頂いた発言の許可の下、一般質問を行います。

今議会では、本市におけるにぎわいの創出についてをテーマに、それぞれ4項目伺います。それらが本市の施策の前進や向上につながり、市民への利益として還元されることをにらみながらお尋ねいたしますので、理事者の皆様には建設的な答弁を求め、

議員各位にはこの間御清聴いただきますようお願い申し上げます。

では、通告に従い質問に移ります。

ふるさと寄附について伺います。

これまで過去を振り返り見ましても、他の議員から、ふるさと寄附について質問が頻繁に行われております。それだけ歳入確保への重要なアイテムの1つであるとの認識が高いのだと思います。

私自身も、ふるさと寄附に限らず、市民負担とならない歳入確保策の展開及び向上は、他の市町を差し置いてでも取り組み、一歩も二歩も先に出た取組を行い、できることならば岸和田モデルと全国の自治体から仰ぎ見られる歳入確保策ができればと考えております。

さて、資料1を御覧ください。御承知のとおり、総務省が公表した2023年ふるさと納税に関する現況調査結果では、令和5年度は過去最高であり、平成26年度から急激な右肩上がり状態となり、昨年度は初めて1兆円を突破いたしました。利用者もこの制度が始まって以来、初めて1000万人を突破、今や6人に1人が利用しているとされております。

今後もこのような流れが継続する傾向であるのかもしれませんが、一方で、資料2を御覧ください。本市のふるさと寄附の現状は、その盛り上がりとは反対に、残念ながら年々減少傾向であります。こちらの資料にございますように、令和2年度の約12億3000万円をピークに、それ以降は年々減少傾向となり、昨年度は約5億3600万円と半分以下となりました。ちなみに、今年度は予定として約7億円を想定しながら、10月末時点ですが、1億2300万円であり、その達成率は17.6%であります。

今月は歳末であり、通常でありますと少し期待はできるのかなというふうに思うわ

けですが、世間の皆様が抱く現在の岸和田のイメージも重なり、大幅なふるさと寄附を望むことは困難な状況に陥っているのではないかと大変に危惧いたしております。こういった状況を一刻も早く打破しなければなりません。大変困難な状況下であります。反転攻勢となる手だてを講じなければなりません。

そこで伺います。本市としてどのような視点で今後の展開をもくろんでいるのか。

加えて、そのような中、先月には、本市のふるさと納税支援業務委託事業者が決まりました。その目的は、持続的かつ着実な寄附金の増加、ふるさと納税を活用した本市の魅力発信及び地元特産品のPR、新たな地場産品の発掘や販路拡大、誘客促進などを図り、地域の経済活性化に寄与することです。本市においてふるさと寄附が減少する中、委託事業者に期待するところではありますが、この減少傾向にある本市をどのようにリカバーさせる提案がなされたのか、併せて答弁を求めたいと思います。

次に、岸和田城の活用について伺います。

去る11月3日、4日と、続日本100名城に選定されている岸和田城を背景に、国指定の八陣の庭を囲み、日本の伝統文化の代表の1つである薪能が厳かに行われました。

資料4をお願いします。私自身は能には全く不案内であります。そのすばらしい舞台に魅了され、心底堪能させていただきました。様々に評価はあるのでしょうか。本当にすばらしい企画であったと思っております。

偶然ではありますが、私の後方の席にいらした外国のカップルの方々が、演目の中で笑いを誘う場面では、そのコミカルな動作に笑いがこらえ切れない様子で、時には足をばたせることもありました。また、クモの糸を投げ広げるシーンでは、思わず

ラボールと叫んでおられました。この日本の伝統がインバウンドにも大変に有効であることを改めて実感させていただきました。と同時に、このような取組が本市のおはこととなり、能に限らず、狂言や歌舞伎など、日本の伝統文化の特別なステージとなればと考えるところであります。

この事業に取り組むに当たり、様々に御苦労されたかと存じます。岸和田城の活用においてすばらしい足跡を残され、新たなレガシーとなったのではないかと考えます。一方で、敷地の関係で観客席が多く設定できなかったことが非常に残念でありましたが、考え方によっては、限られた方々へのスペシャルステージとしてお楽しみいただけることにも活用できそうです。

今回は岸和田城天守復興70周年記念ということで行われた事業でありました。また、事業費も観光庁が公募した特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業に採択され、その補助金4200万円を活用して展開できました。

現在、観光庁に対して精算手続中ということですが、3日、4日の両日で仮に満席となった場合でも、その観賞料は約580万円ということでございます。速報ですが、実績として、観客動員数が230人、鑑賞料が約320万円であったことから鑑みましても、市単費の単独事業として取り組むには大変にハードルが高く、そうたやすいものではございません。

しかしながら、このままレガシーとして終わらせるのではなく、今後の岸和田城の活用法として有効に生かさなければならぬと感じているのは私だけではありません。本市も同様のお考えかと存じます。そこで、今後どのように反映させるのか、まずは見解を求めます。

空き家の利活用について伺います。

先般、事業常任委員会において、先進的に空き家の利活用に取り組まれる瀬戸内市を訪れる機会に恵まれました。

瀬戸内市は2004年に牛窓町、邑久町、長船町の3つの町が合併し誕生した市でございます。総面積は約125.4キロ平方メートル、人口は3万6195人、総世帯数は1万4068世帯の市でございます。それら市を構成する各町に空き家が存在し、平成29年の調査結果では、総数は1440軒とのことでございます。

確認ではありますが、本市が約72.72平方キロメートル、人口は18万6742人、世帯数は9万507世帯でございます。空き家の総軒数ですが、令和3年度の実態調査結果では1534軒となっております。

総住宅数に含まれる空き家の割合、いわゆる空き家率で見ますと、これは民間の調べではございますが、瀬戸内市は国内の町村を除いた全国の市区で204位、全国の市区数は986でありますので、瀬戸内市の空き家率の高さが分かります。ちなみに岸和田市は416位ということございました。

そのような中、人口減少と空き家の増加をリカバーすべく空き家対策に取り組まれており、その取組の大きな特徴としては、空き家を活用した移住施策として、重要な位置づけとして取り組まれております。この点が本市と大きく違う点でございます。空き家を瀬戸内市の重要な移住のための地域資源と捉え、有効に活用されているということでございます。

さて、本市では、空家総合戦略・岸和田を令和5年に策定し、令和9年までの5年を期限として、市内の空き家対策に取り組むことになっております。その対象地区は市内全域であります。具体的にこの総合戦略を進めるための取組として戦略方針が挙げられておりますが、④に利活用の推進

とされております。その中、(6)には地域の資源としての活用促進とされ、空家等を地域資源と捉え、関係機関と連携した有効な利活用(地域交流や地域活性化、福祉サービスの拡充等)、こういったものを目指した活用方法を検討しますと記載されていますが、地域資源としての活用との視点から、どこまで検討がなされているのか、まずはお示してください。

最後、4つ目でございます。岸和田市、岸和田商工会議所、公益財団法人日本自転車競技連盟との間に、BMXの振興等を図るための連携協定について伺いたいと思います。

去る10月25日、本市と岸和田商工会議所並びに公益財団法人日本自転車競技連盟、以下JCFと呼びます、との3者間で、BMXを通じた取組に関する連携協定が締結されました。大変に喜ばしいことであり、大歓迎するものであります。また、岸和田商工会議所及びJCFに心から感謝を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、商工会議所は企業が抱える様々な経営課題の解決、いわゆる経営支援やまちづくり、観光振興などの地域振興活動、企業の声を集めて市や都道府県にその声を届ける活動、いわゆる政策提言などが主目的の団体であり、本市においても重要な団体でございます。一方で、JCFは日本における自転車競技会を統括し代表する団体であり、このスポーツの普及と振興が大きな目的でございます。

そのような各団体と連携協定を締結させていただいたということは、本市のBMX競技に大変心強い応援団を頂いたということであると同時に、応援してくださる団体に、連携協定の下、互いにウィン・ウィンの効果を発揮していく責務を本市は背負うこととなります。それは決して現状維持で

はなく、連携協定を生かせる取組を年々重ね、グレードアップしていかなければなりません。

今回、岸和田市、岸和田商工会議所、JCFの3者による協定内容は、資料5を御覧ください。御覧のとおり4項目でございます。では、この協定に基づき、BMXの振興及びBMXを活用した地域の活性化に寄与するためとの目的を具体的にどのように進めていくのか、そのための中間的な目標などの設定もなさるのかお示しいただきたいと思っております。

以上、壇上からの質問とし、これ以降は自席から続けさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

ふるさと寄附についてでございますが、ふるさと寄附事業では、当初、寄附の受付、返礼品の発注や受領証明書の発行など、直接職員が行っておりましたが、平成31年度から現在の間事業者と同業務を委託しております。

その後、令和2年度の受入額をピークに主力返礼品のYogiboの需要が落ち着き、本市のふるさと寄附の受入額は年々約2億円ずつ下がってきている状況下で、増加に向けての方策を検討いたしました。

現在の間事業者のメリットとしては、全ポータルサイトの事務について一括委託でき、費用面でも他社に比べて安価であり、結果、返礼品率も制限の3割ぎりぎりを保つことができたという点がございますが、一方では、課題として、さとふる以外のポータルサイトを通じた寄附額が低いこと、ポータルサイト上の返礼品ページの作り込みが少ない、ポータルサイト上でレビューと呼ばれる、返礼品について寄附者から頂



いた感想等に対して、お礼を含めてお返事等を書き込むなどの対応ができていない、返礼品協力事業者や返礼品の新規開拓、返礼品協力事業者への登録補助が難しい点などがございました。

そのため、今回、状況の打開を目指し、中間事業者を追加導入するため、公募型プロポーザルを行いました。それにより、追加で中間事業者を入れることによって、一定委託費は高くなり、返礼品率も下げざるを得なくなり、事務量も増える見込みではありますが、ポータルサイト上の返礼品ページの作り込みや返礼品の早期配送実現による寄附者の獲得、岸和田市の地域事業者と連携することによる返礼品協力事業者の新規開拓や、ポータルサイトへの登録作業のサポート、さらに、ポータルサイト上で頂いた感想等に対して、これまでできていなかった対応を積極的に行うという支援の提案を頂き、最高点を挙げたところに決まった次第でございます。

今後、寄附者の方々に気持ちよく制度を活用いただき、今後のリピートにつながることも期待しております。

#### ○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

#### ○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

御質問の（２）岸和田城の活用につきまして御答弁申し上げます。

本市の観光振興計画である観光創造ビジョン・岸和田におきまして、基本方針を観光のまち岸和田として認知度を高めるためのプロモーション強化及び“岸和田オンリーワン”の観光コンテンツの充実としたところでございます。

今回の薪能につきましては、この基本方針に基づく事業として実施したもので、観光庁の特別体験事業の採択を受けたことも含め、市として大きくチャレンジしたもの

でございます。

また、薪能の実施につきましては明確な目的がございまして、それは岸和田城、八陣の庭、能という本市にしかない貴重な資源を不変のコンテンツとしてつくり上げていくこと、また、インパクトのあるものとしてプロモーションし、国内外から一人でも多くの方に知ってもらうこととございました。

今回は年度途中での事業決定であり、販売期間が実質１か月と短かった状況において、何とか旅ナカの来訪者へアプローチするため、開催前の１週間に集中して関西国際空港でのプロモーションを実施いたしました。その結果、少数ではございますが、海外から香港、台湾だけでなくアメリカやカナダ、フランスなどからもお越しいただいたところでございます。また、11名の海外のお客様が薪能のアンケートに答えていただき、ほぼ全ての方に満足との御回答を頂いております。これは今回の事業の大きな成果であるというふうに考えております。

次年度以降についてでございますが、もちろんこのコンテンツは手法を検討しながら、民間事業者との連携も視野に入れ、岸和田に根差したものとしていきたいと考えているところでございます。

しかし、課題となりますのが、議員御指摘のとおり観光施策に対する財源でございます。本市の場合、観光に関する事業は基本的に一般財源となることから、このような事業の展開を続けていくことは難しい状況でございます。まずは今回つくり上げたコンテンツを岸和田にしかない本物のコンテンツとするため、関係者の方々の助言も頂きながらブラッシュアップし、その上で、次年度以降も市として積極的に財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

### ○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

### ○奥野光好まちづくり推進部長

空き家の利活用について、まちづくり推進部より御答弁申し上げます。

空家総合戦略・岸和田においては、議員御指摘のとおり、地域の資源としての活用促進については、空家等を地域資源と捉え、関係機関と連携した有効な利活用を目指した検討を行い、また、市街化調整区域内における空家等の活用を促進できるよう、都市計画部局及び他関係部局と連携し、活用方法の協議、検討を行いますとしております。

戦略方針④の利活用の促進としましては、市外の方が市内の空き家を購入しリフォーム工事をするに当たり、工事費の一部を補助することにより、空き家の有効活用と定住人口の増加を図っております。

また、空き家を所有しておられ、売却や賃貸をお考えの方と空き家の購入などを考えられている方のマッチングを行うために、2か月に1回、空き家無料相談会を実施しております。

地域資源を活用した空き家対策に関しましては、過去に登記変更を行われていないなどの理由により所有者の特定が困難な場合や相続放棄による所有者の不存在もあり、また、所有者が特定されたとしても、高齢や費用などを理由に管理を行っていただけない場合が多数あります。よって、市のみでの対応は難しくなっていることから、地域の方々と協力して空き家対策ができないか検討を行っているところです。

### ○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

### ○池内正彰生涯学習部長

御質問の（４）岸和田市、岸和田商工会議所、公益財団法人日本自転車競技連盟と

のBMXの振興を図るための連携協定につきまして、生涯学習部より御答弁させていただきます。

本協定の締結に当たりまして、岸和田商工会議所、JCF、公益財団法人日本自転車競技連盟、さらには市内関係各課とがBMXの振興やBMXを活用した地域活性化に向けた協議を行いまして、既に一部の取組を開始しているところでございます。

まず、1点目のBMXの振興に関する取組といたしましては、本年11月10日に開催されましたジャパン・カップ・BMXレーシング、JOCジュニアオリンピックカップBMXレーシングの運営や広報支援につきまして協力して取り組むとともに、ジャパン・カップの来場者に対しまして、今年度、観光課との連携で初めて実施することになりましたライドアラウンドin岸和田の特別ボーナスポイントを付与いたしまして、大会への集客促進を図りました。

次に、2点目のBMXの大会を通じた観光客誘致促進や特産品PRなど地域の活性化に関する取組といたしまして、大会会場内におきまして、本市のシティセールスや観光及び産業のPR、さらにはライドアラウンドin岸和田のPRを行いまして、来場者に本市の魅力をアピールするとともに、周遊促進を図らせていただきました。

最後に、3点目のBMXを通じました子供たちの学びや成長の機会の創出に関する取組といたしましては、今後、小学生等を対象にいたしまして、ジャパン・カップへ出場するトップアスリート等と触れ合うイベントの実施を検討しているところでございます。

協定に掲げました目的であります本市におけるBMXの振興やBMXを活用した地域の活性化等では、その実現に向けまして、具体的な取組について、引き続き岸和田商

工会議所、JCFと定期的な協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。また、中間的な目標につきましても、その協議の中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○烏野隆生議長**

米田議員。

**○20番 米田貴志議員**

それでは、4項目、御答弁いただきました。ふるさと寄附について続けたいというふうに思います。落ち込むふるさと寄附について、本市としてはどのような展開をもくろんでいるのか、また選んだ事業者、その内容について、るる答弁いただきました。そういった中で、課題を克服する項目として4点挙げていただきましたけども、その中から2点に絞って質問させていただきたいと思います。

これまで返礼品率3割近くをキープすることに視点を置いて、ボリュームある返礼品の創出に努めておられたのだと推察するわけですが、それはそれで否定はいたしません。ここ最近の推移、今でも人気があると存じますけれども、Yogiboの伸び率、これが鈍化するにつけて、本市のふるさと寄附も減少傾向。

また、答弁にもありましたけども、御利用いただいた方々へのサポート面に力があまり注がれている状況ではなかった。そこで、今回はその点を反省点に、サポート面、PR面などに視点を置いて公募を行い、その中の最高得点事業者が選定されたということだと思っております。

実は、先ほどありましたけれども、レビューは大切な部分なんです。寄附を頂いて、お礼状を同封して、返礼品を送って終わりというわけではありません。レビューを記載してくださる方は実は大変貴重な方

でありまして、顧客化への可能性を秘めた方でもあるわけでございます。同時に、レビュー記入者への返信も大切であって、そのやり取りが公表されることで、他の方々へのPRにもつながる可能性を秘めているわけでございます。

また、返礼品において、消費されるものでなく、その方の生活の中で形として残り続け使用されるものであれば、購入後、適度な期間を空け、使用具合などを尋ねるのも有効ではないかと思えます。食品もそうなんですけどね。どうでしたかという、それは大事だと思います。要は売りっ放しではなくて、サポート面も大切だと思うわけでございます。

先ほどの答弁には、ポータルサイト上で頂いた感想等に対して、これまでできていなかった対応を積極的に行うということも含まれておりました。期待しておきたいと思えます。残念ながら、本市においては、ずば抜けた特産品に乏しいことはハンディなのかもしれませんが、こういったアフターフォローで引けを取らないよう、できれば他の市町よりぬきんでればと思うわけでございます。

そのためにも、委託事業者が考えるサポート面の取組に対し、定期的に検証することが必要と考えますが、見解をお示しいただきたいと思えます。加えて、話題になっています本市の返礼品のうちYogiboの現状、令和2年以降の占有率をお示しいただきたいと思えます。

**○烏野隆生議長**

西川総合政策部長。

**○西川正宏総合政策部長**

レビューについて、まさに御指摘のとおりで、返信は本市へ御寄附を頂き、返礼品を受け取り、御記入くださった方への感謝の気持ちを伝えるだけでなく、寄附先の自

治体を探して、新たに岸和田市のページをのぞいてくださった方に対しても直接アプローチできるものだと思います。新たな中間事業者とも話し合いながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、中間事業者のサポート面の取組に対し、検証することは大変重要だと考えてございます。中間事業者とは定期的に会議を行い、直近の寄附の分析結果を示していただいた上で、寄附額の増加に向けて、その方策についてPDCAサイクルを回していく予定でございます。

また、次にYogiboについてでございますが、寄附総額に対しての占有率は、令和2年度が80.1%、令和3年度が85.6%、令和4年度が83.9%、令和5年度が75.7%でありまして、令和6年度は、10月末時点でございますが、58.6%でございます。

Yogiboのように色違いの返礼品がある場合や、食品のように複数の組合せがある場合などは、一つ一つ商品ページがありまして、羅列になって見づらくなっている可能性がございますが、ポータルサイト上で岸和田市の返礼品を探しやすくなるようにページをまとめることも予定しており、カニなどについても、サイズ違いを1つのページにまとめるなど、今後、調整を進めていく予定でございます。

#### ○烏野隆生議長

米田議員。

#### ○20番 米田貴志議員

ぜひともアフターフォローにおいて心ある丁寧な対応、そこに岸和田らしさが加わればさらによいのではないかと思いますので、委託事業者と協議する中で、重要な課題として検討していただきますよう求めておきたいと思っております。

もう1点、先ほど答弁にもありましたけど、返礼品のページ。これ、見ていただい

たら分かるんですけども、Yogiboであれば、色違いで同じサイズのもので、Yogiboだらけ。カニであればカニだらけ。幾らスクロールしてもカニ、カニ、カニ。もうこっちが泡を吹いてしまうような感じになってしまうぐらいですので、そこは整理をちゃんとしていただきたいというふうに思うわけでございます。商品を選ぶのに非常に面倒だなというふうに感じているわけでございます。そういったところをしっかりと協議していただいて、時代の流れに即した、より便利で、シンプルで、チョイスに手間のかからないページへの改編、これに期待しておきたいと思っております。

さて、ヒートアップするふるさと納税、本市ではふるさと寄附として展開いたしておりますけれども、最近は様々な取組が行われております。御存じのこととは思いますが、このたび大手コンビニがふるさと納税に参入してまいりました。大手コンビニがこれまで培ってきたノウハウを生かし、各地の名産品と自社が持つエンターテインメントコンテンツなどとコラボすることで、オリジナルの返礼品として取りそろえることにより、自治体と連携し、お客様と地域をつなぐことを目的に展開するということだそうです。

また、モノ消費からコト消費へも広がりを見せております。例えば箕面市が取り組むコト消費には、日本人を熱狂させたネーションズリーグやオリンピックのバレーボールで大活躍した高橋藍選手や小野寺太志選手が所属するVリーグの強豪、サントリーサンバーズ大阪の選手によるバレーボール教室、また、チーム練習時にサポートメンバーとしてコートサイドで立ち会える、また、推しの選手のサインがもらえるなど、私、個人的にも大変夢のように感じるような返礼品がエントリーされているわけでござ

ざいます。

そして、資料3を御覧ください。こちらは池田市、豊中市、伊丹市の3市合同企画として、JALの訓練施設を活用し、機内サービスの体験や機内アナウンス、また、整備士から飛行機を間近に見ながら説明を受け、そして操縦席で記念撮影ができる返礼品。今言いましたこれはもう即完、売っておかしいですけども、すぐいっぱいになるそうでございます。これらは企業と3市の連携で実現しておりますが、企業としても地域貢献につながることで返礼品購入者、協力企業、そして自治体と三方よしの返礼品となっているわけでございます。

ほかにも、みえ松阪マラソンの出場権、パラグライダーの体験やシーカヤックの半日体験など、スポーツを生かした返礼品も登場しております。加えてですが——これは消防長、あんまり気にしないでください。はしご車からの放水体験、こういったものも入っているようでございます。また、フライトシミュレーターで操縦体験もあります。そして、私がびっくりしたのは、木更津市で有名な施設なんですけれども、ポルシェ・エクスペリエンスセンター東京でのポルシェの運転体験。金額はすごいですけどね。すごいなというふうに思いました。いろいろ地域の特性とはいえ、すばらしい企画力と実行力ではないかと思うわけでございます。

また、これらは交流人口の増加にもつながる可能性を含んでいて、当然のことながら地域消費への効果も期待でき、地域経済プラスの取組になるのではないかと思うわけでございます。

これら体験型、いわゆるコト消費の返礼品は、あるポータルサイトでは1万5000件に達している、そして現在も増えているとのレポートもございます。全てが人気商品

化しているとは申し上げませんが、既にその競争が激化している証左であると同時に、自治体側にその対応が求められているのではないかと思うわけでございます。

ある識者は、各自治体にとってアイデア勝負の段階に入った。地域の特性を理解して多くの人に参加しやすいよう試行錯誤を重ねる必要があるとの見解を示しております。これは、これらコト消費に限らず、返礼品を固定化するのではなく、ウイットに富んだ変化が必要だと考えますが、本市の見解を求めたいと思います。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

議員御指摘のように、現地を訪れて体験を行うコト消費型の返礼品なども全国的に広がってきておまして、現在、岸和田市では、牛滝温泉の入浴券付四季まつり膳ペアお食事券や五風荘会席ペア食事券のようなお食事券であったり、ゴルフプレーカーボン、ラヂオきしわだの生放送体験、ドローン体験コースチケット、小型底引き網漁業体験などのコト消費型ふるさと納税の返礼品もございます。

コト消費型はコアなファン層に好まれることもあります。より多くの方に関心を持っていただけるように、本市の地域特性を生かし、他の自治体と差別化し、さらなる魅力を高めるため、新しい中間事業者と共に調査研究してまいります。

また、アイデアを頂いたように、岸和田市をホームアリーナとして使っていただいておりますスポーツチームもございまして、返礼品として協力していただける体験の可能性について、打合せなども進めていけたらと考えてございます。

コト消費型の返礼品も増やして、本市に興味を持ってもらうことで、モノ消費型の

返礼品を選んでいただけるきっかけにもなるかと思っておりますので、岸和田市にさらにお越しいただけるように、また旅行などの滞在先として岸和田市を選んでいただけるように、地域を楽しんでいただける内容のバリエーションを増やしていきたいと考えております。

#### ○烏野隆生議長

米田議員。

#### ○20番 米田貴志議員

本市でもコト消費型返礼品の展開があるのはよく存じ上げておりますが、実際それをひもとして実績を見ると、様々なことが言えると思います。より効果的な方向へ改善していかなければならないというふうに思います。

例えば、ゴルフと温泉のセットであるとか、底引き網と浜焼きのセットであるとか、要は参加事業者間の連携、コラボですね。こういったことによる返礼品も考案していく必要があるのではないかと思います。そういった意味では、今後、中間事業者と調査を進めるということをございましたので、期待しておきます。他市に先駆けて何で秀でていくのか、よくよく検討していただきたく思います。

今も言いましたけども、今回の答弁で1つのキーワードとなったのが、中間事業者との協議でありました。その意味からも、本市担当部局の提案力も問われることになろうと思います。

先ほど、各自治体にとってアイデア勝負の段階に入ったという識者の言葉を紹介させていただきました。全国で激化して、また先行きが不安定な部分もある制度だけに、他市の取組、定期的な返礼品の実績状況など分析調査を行い、中間事業者に丸投げとにならないよう御注意いただきながら、また停滞は後退とにならないよう充実した取組、

岸和田モデルと言われるような取組が実現できますことを求めて、この質問を終わります。

岸和田城の活用について再度伺います。

今回の薪能について、一過性ではなく、今後どのように岸和田城の活用として反映させるのかと尋ねましたら、民間事業者と連携も視野に入れ、岸和田に根差したものとしていきたい、岸和田にしかない本物のコンテンツとしたいということでございました。

今回の取組は観光創造ビジョンに沿った内容の取組であり、岸和田オンリーワンコンテンツの充実という意味からは、私はよかったと考えております。ぜひとも岸和田城、八陣の庭、能をテーマにしたコンテンツとしてさらに磨きをかけ、世界に一番近い城下町、岸和田に行けば、日本文化がコンパクトに体现できると業界や海外の方々に認識していただけることを期待しております。

そのことを踏まえると、答弁にもございましたが、十分なプロモーションが行えなかった点は非常に残念かなと思うわけでございます。事業を実施するための裏づけとなる予算が、観光庁の採択決定を待たなければならなかったこともあり、やむを得ないのかもしれませんが、市民への周知も含め、今後の課題としてぜひとも検討していただきたいと思っております。

そのプロモーションの視点から尋ねますが、このような飛び抜けた企画はそうそうできるものではございませんが、岸和田市の新たな魅力としてPRできるプロモーションの絶好のチャンスでもあると考えられます。そういったことから、インバウンド観光に取り組む事業者、例えばBOJ株式会社など、また海外の事業者も含め、それら関係者をゲストとして招いて鑑賞してい

ただいたのかお示してください。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

議員御指摘のとおり、今回の事業は海外へPRする大きな機会であり、また、それを目的とした事業でございましたので、手法につきまして、他市の事例も含め検討を行ったところでございます。メディアについては、当日、毎日新聞社、テレビ大阪には取材に来ていただき、テレビ大阪につきましては、ライブ配信も実施していただいたところでございます。

海外から関係者をゲストで来ていただくことにつきましては、今回の補助事業の趣旨が、観光資源を早朝夜間や未公開・非混雑エリアの活用と組み合わせ、インバウンド需要を創出し、特別な体験として提供することであったため、実施はしてございません。しかしながら、今回の事業をきっかけといたしまして、今後の事業展開を考えるに当たり、事業者の商品化という目線は非常に重要であると認識してございますので、今年度からツーリズムEXPOジャパンや読売旅行の商品企画部門との商談会等に参加し、本市のコンテンツの商品化の実現に向けて努めてまいりたいと考えてございます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、答弁にございました、商品化への認識もあるとのことでございます。重要な視点だというふうに思いますし、大切な課題でもあるのかなというふうに思うわけでございます。ただ、直接のインバウンド関係事業者の招待はなかったようでございます。さっき、理由は補助対象ではないということでございます。

一般財源に負担をかけることなく、このすばらしい取組がなされたことはよかったですと思います。しかしながら、目的は、答弁にもありましたけど海外へのPR、要はインバウンド獲得への売り込みにもつながるんだと思うわけでございます。そういった意味では、市単費でもインバウンド事業関係者を招待することは、その後へつなげる投資として必要ではなかったかと考えるわけでございます。今後はぜひとも趣旨につながるための投資も含めて検討すべきではと申し添えておきたいと思っております。

一方で、数社のメディアの取材もさることながら、1局ではありますがテレビ局が取材、それをライブ配信していただけたのは、ポイントとしては高いのではないかと思います。商品化にはそのような媒体の力が必要不可欠ではないでしょうか。また、本市をステージとして、このような取組が可能であるということが示されました。このポイントも大きいと考えます。城郭の有効活用において前進したのではないかと思います。今後もメディア関係者とは連携を取りながら、城郭を活用するメディアの企画があれば最大限に応えていただけるよう取り組んでいただきたいと思います。

さて、今回の事業では、文化財ということもあり、観光課だけでなく、多方面にわたり御理解と御協力があつたものと存じます。特に許認可関係は手間がかかるものでありますが、実は国宝姫路城でも天守内において能の鑑賞会を4日連続で行われました。鑑賞料は大人、子供問わずお1人5万9000円、うちよりはるかに高いわけでございますけれども、1日15名という限定であったようでございますが、大変好評だったようでございます。しかし、実現するには、国宝ということであり、様々に許認可手続が大変だったようでございます。

そこで、公益社団法人姫路観光コンベンションビューローから受託した事業者が運営する姫路ランドオペレーションセンターが一手にそれらを引き受け、文化財関連の調整、観光施設、事業者、姫路城管理者関係及びその他の関係する団体との調整を行ったということでございます。要はこういうことです。依頼者となる旅行事業者の手間の部分といいますか利益を生まない負担部分の支援、これが目的だったようでございます。このようなサポート体制の確立も商品化には必要になるのかもしれませんが。

このような事例もしっかりと調査していただき、商品化として実現を目指していただき、本市の新たな、そして岸和田ならではの魅力につなげていただくよう求めこの質問を終わり、3問目の空き家の利活用についてに移ります。

本市において、空き家を地域資源として活用との視点でどこまで検討したのかと尋ねました。そして、現在の取組を紹介いただきました。当然、本市でも空き家の利活用について取組が行われていることは存じ上げておりますが、本市では核になる空き家バンクが設置されておらず、所有者と賃貸や購入を考えておられる方々の自主的なマッチングステージを2か月に1回提供している状況かなと思うわけでございます。さらに一步踏み込むには、空き家バンクが必要ではないかと考えます。

また、地域資源として空き家の利活用を進めるに当たっては、その地域の方々の御理解と御協力は欠かせないのではないかと考えることから、答弁にもございましたが、地域の方々と協力して空き家対策ができないか検討を行っているとは、具体的にはどのような検討を進めているのかお示しく下さい。

#### ○烏野隆生議長

奥野まちづくり推進部長。

#### ○奥野光好まちづくり推進部長

令和5年6月14日に改正空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、同年12月13日に施行されたことによって、市街化調整区域を含む市内全域の空き家を課題とする地域において、空き家等の活用を図るエリアを空家等活用促進区域として定めることができるようになりました。

当該区域を指定する際には、空家等活用促進指針に応じて、建築基準法等の用途規制や前面道路の幅員規制などの合理化について協議を行うことにより、指定後、空き家の所有者に対し、経済的・社会的活動の促進のために誘導すべき用途として、空き家等の活用を所有者に働きかけることが可能となります。

経済的・社会的活動は人々の活動を幅広く指すものであり、財貨、サービスに関する活動や人々の集団的、組織的な営みに関係する活動など多岐にわたっているため、どのような活動がまちづくりに資するのか、まずはまちづくり推進部内において検討を進めてまいります。

また、行政主導での個々の空き家対策には限界があることから、地域の主体的なまちづくりイメージを共有させていただき、地域の特性に応じた地域資源である空き家等の有効活用を地域住民の皆様と共有していければと考えております。

現在も機会があれば地域の皆様に空家等活用促進区域の制度を御紹介させていただいているところでございますので、制度活用の御意向のある地域の皆様方からお話があれば、御意見やアイデアなどをお聞きし、地域住民の皆様のコンセンサスを図りつつ、空家等活用促進区域の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

空家等活用促進区域の指定に当たっては、



地域のまちづくり方針の構築や地域住民の合意形成をどのように図っていくかなど、今後も調査研究を進めてまいります。

**○烏野隆生議長**

米田議員。

**○20番 米田貴志議員**

今、答弁にもございましたけども、空家等活用促進区域に指定して利用を推進する制度は、本市のにぎわいづくりの観点から鑑みても、新たな取組として重要なものになるのではないかと思います。また、市街化調整区域において、その可能性を大きく感じております。今後ともその取組を周知しながら、地域の方々にプラスとなるよう、その地域の活性化に資するよう進めていただきたいと思っております。

加えて、即利活用できる物件だけではなく、少し厳しい状況下にある物件であっても、その可能性があるのではないかと考えております。しかしながら、どのように広げればいいのか、考え方をすればいいのか、即効性のある具体策は絞り出せないわけですので、例えば一般社団法人全国古民家再生協会など専門的な見地を有する方々、または団体などをアドバイザーにすることも大切ではないかと考えます。

御承知のとおり、改正された空家措置法では、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設されました。この支援法人の業務は、今申し上げた業務を遂行させることが可能でございます。そういった点からも、支援法人を指定することがこの戦略を進める上で重要な働きになるのではないかと考えますが、見解を求めたいと思っております。

**○烏野隆生議長**

奥野まちづくり推進部長。

**○奥野光好まちづくり推進部長**

空家等活用促進区域の指定を行った場合についても、具体的に個々の空き家の利活

用を推進する中で、いろいろな課題が出てくることが予想され、また、行政にできることについても限界があるため、協定を締結している団体や、議員御指摘の空家等管理活用支援法人の指定も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

例年、まちづくり推進部では、町家・古民家・空き家利活用セミナーを開催しており、先進的な取組をされている講師をお招きし、御講演いただいております。こうした専門的な見地を有する方々または団体などをアドバイザーとして、どのように空き家を有効に活用していけるのかについても、まちづくり推進部として検討して進めてまいりたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

米田議員。

**○20番 米田貴志議員**

空き家の利活用について提案並びに質疑させていただきました。答弁にもございましたけれども、市街化調整区域における空家等活用推進区域の制度の周知に努めていただくこと、また、有効に空き家を活用するすべを心得ている事業者、団体の空家管理活用支援法人への指定を推進しながら、対象となり得る地域の洗い出しなど、地域の方々にコンセンサスを図りながら取り組んでいただきたいと思っております。加えて、しつこいですが、空き家バンクの設置も求めておきたいと思っております。

本市の市街化調整区域は、やがて完成するであろう泉州山手線や大阪外環状線、そして阪和自動車道の出入口にも隣接し、道路事情は決して悪くはないと思っております。交流人口や関係人口、また移住にもつなげられる、様々に可能性を秘めたエリアでもありと存じますので、それらを引き出せるチャンスを見逃すことなく取り組まれること、そのためにも空家総合戦略・岸和田に掲げ

られている戦略④利活用の推進を重点戦略として位置づけることを求め、この質問を終わります。

最後になります。協定に基づいてどのように進めていくのかというところをお聞かせいただきました。現在、協議を踏まえた取組と3者協定の定期的な協議の中で中間目標も検討していくという答弁がございました。

私は、締結を結ばれた後の取組及びその結果を検証しながら発展させていくことが重要と考えております。先ほどおっしゃっていただいた事例というのは、もう既にやっているやつですから、新しくやったわけじゃありませんから、そこは勘違いしないでいただきたいと思います。それは本市も同意かと存じます。そのためにも、中間目標なりステップアップしていく流れを形成していただきますことを申し上げておきたいと思います。

そういった意味において、本市では、3年後にサイクルピア岸和田BMXコースでワールドマスターズゲームズ2027関西が開催されます。このたびの連携締結により、本市のBMX競技に心強い応援を頂けるということになったわけですから、ぜひ成功に向けて、またこの協定の1つの試金石として進めていただきたいと思います。

さて、今回は連携協定が締結されたことにおいて、私は1つの転機が来たなと思っているわけでございます。サイクルピア岸和田BMXコースでは、令和4年度からジャパン・カップBMXレーシング及びJOCジュニアオリンピックカップBMXレーシングが開催され、先ほどおっしゃった分ですけれども、今年11月の大会には約180名の選手、また、そのうち韓国から30名ほどの選手も参加しております。

このような流れを見ていきますと、平成

23年度のコースが設置された当時から、その求められる役割が変化しているのではないかと考えております。関西国際空港からも近く、町なかの便利な立地条件を備えた本市のコースの強みを生かし、今後さらにBMXを盛り上げていく必要があります。

そこで、公営競技事業所にお尋ねします。サイクルピア岸和田BMXコースの設置目的には、BMXを中心に自転車の総合競技施設を目指すとしていただいているわけですが、現在の状況を踏まえると、その取組や施設の活用方向性に新たな核となるものが必要となるのではないかと、また市民もそのような認識を持っていないのではないかと危惧いたしております。また、その目的も果たせないのではないかと考えております。

そこで、運用面などについて、今般の3者協定を踏まえ、新たな展開、その方向性を見直すべきではないでしょうか。あわせて、今後の再整備計画に基づく施設の整備、さらには運営体制も含めた施設の在り方にもつながっていくものと考えますが、見解をよろしく願います。

#### ○烏野隆生議長

松下公営競技事業所長。

#### ○松下貴志公営競技事業所長

サイクルピア岸和田BMXコースにつきましては、競輪場における自転車競技の専門性を踏まえ、現役の競輪選手や元競輪選手を中心とした自転車及び自転車競技に関するノウハウを生かした運営による自転車競技の振興を図ることを目指しております。

議員御質問のとおり、今般の3者協定を機にさらなる普及、発展に取り組むため、BMX競技を専門的に指導できるスタッフをさらに確保していくなど、運営の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の施設整備計画に基づくBMXコース整備に際しましては、現在の施設

活用の方向性についても再検討しながら、新たな核となり得るものにはどのようなものがあるのかを、協定に基づく協議の中で検討していきたいと考えております。

#### ○烏野隆生議長

米田議員。

#### ○20番 米田貴志議員

今回の協定内容の軸にあるのはBMXの振興であります。ここはしっかりと押さえていただきたいと思います。このことが主軸であり、そこから観客の誘致、特産品のPR、子供の学びや成長の機会の創出、そしてそれらを通して総合的にBMXを中心軸とした岸和田の新たな魅力として発信していこうというものであるわけでございます。このことを決して忘れてはならないと思います。

であるならば、本市のBMXを発展させることと、その拠点を管理する競輪場のさらなる積極性が求められるわけでございます。そのためにはBMXコースの設置要綱、つまり事業計画について見直し、もしくは加筆させる必要があるのではないかと投げかけさせていただきました。こここのところはよくよく関係機関と御協議いただきたいということを求めておきたいと思います。

その上で、一層の活性化を図る上で必要になるのが核になる部分ですけども、幸いに本市のコースには、BMXのプロのチームにホームコースとして活用していただいておりますので、現在の運営の中心となっている団体に加えて参加していただくことも、連携協定を進める上では大変有効ではないかと考えるわけでございます。

先ほどの答弁で、新たな核となり得るものにはどのようなものがあるのかを協定に基づく協議の中で検討していくとの答弁でございました。その点も含めて、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

さて、最近の競輪場は、運営を民間に委託するところが増えつつあるようです。その中で、競輪場の姿も大きく変貌いたしております。明年には広島競輪場が日本最大級のアーバンサイクルスポーツ施設へと生まれ変わります。この姿は、私、個人的にはありますけれども、今後の競輪場のありべき姿として理想に近いものがあります。そのような視点で考えますと、今回の協定が競輪場の第2期施設整備計画にも大きな後押しにもなるものと考えます。

今回は、協定書が締結されたことを受け質問させていただき、提案と今後の課題になるであろう事柄を投げかけさせていただきました。今後はこの協定を基に取り組みされる様子を注視しながら、改めて質問に立たせていただくことを申し上げ、今議会での私の質問を終わります。皆様、御清聴ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午後2時31分休憩

午後3時再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

一般質問を続行します。

まず、反甫議員。

(11番 反甫旭議員登壇)

○11番 反甫旭議員

きしわだ未来の反甫旭です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目の岸和田市立幼稚園と保育所の再編についてお尋ねいたします。

来年度の市立幼稚園の園児募集が行われた結果、山滝幼稚園では4歳児、5歳児ともに応募数がゼロであったため、来年度は休園されると聞いています。今後の募集についてどう考えておられるのかお聞かせください。

続いて、2つ目の防災備蓄について、危機管理部にお尋ねいたします。

まだ記憶に新しい1月1日の能登半島地震では、発災直後から数多くの支援物資が国や自衛隊のみならず、都道府県の各市町村からも一斉に現地に向かいましたが、甚大な被害があった場所が半島の先端であるという特殊事情もあって、限られた陸路も土砂崩れ等によってあちこちで寸断し、海路も地震による地盤の隆起により港湾施設が機能せず、船舶を横づけすることができないなど、物資の輸送が困難を極めました。

それにより、十分な支援物資が被災者の下に届かないといった状況が発生し、改めて平時からの我々自身による備蓄の重要性が認識されたところであります。

では、まずは公助の観点から、災害に対応した本市の物資の備蓄状況についてお聞かせください。

続いて、3つ目の自動車文庫についてお尋ねいたします。

現在の自動車文庫「なかよし号」はどのように運用されているのかお聞かせください。

最後に、4つ目のマイナンバーカードの申請サポートについてお尋ねいたします。

岸和田市でのマイナンバーカードの保有率は約7割となり、多くの方が利用されている状況ですが、いまだ3割の方が保有されていない状況だと思われまます。既にマイナンバーカードを保有された方が更新などで市役所に手続に来られることになると予想されておりますが、今後の来庁の見込み者数がどのようになっているのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降は自席にて一問一答方式で質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

御質問の1. 市立幼稚園と保育所の再編につきまして御答弁させていただきます。

来年度、山滝幼稚園は閉園ではなく休園ですので、募集を行うということも考えられますが、令和7年度の入園児募集では、当該地域に対象年齢の子供が20名以上いらっしゃるという状況にもかかわらず、結果として入園希望者がゼロという状況となったことから、来年度に実施する令和8年度の入園児募集につきましては、現在、教育

委員会の中で検討を進めさせていただいているところです。

**○烏野隆生議長**

寺本危機管理部長。

**○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱**

御質問の2. 防災備蓄について答弁いたします。

本市の災害用備蓄につきましては、大阪府と市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会で示されました備蓄方針に基づき、大阪府と役割分担しながら、被害想定の中で必要となります最大数量を目標に計画的に購入しております。

備蓄品目につきましては、重点11品目としてアルファ化米、レトルト食品、クラッカー、備蓄用パンなどの食料、高齢者用の食事、毛布、乳幼児用の粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、災害用トイレ、生理用品、トイレレットペーパー、マスクなどがございます。そのほかには簡易ベッド、パーティション、ブルーシートなどがあります。

また、食料、毛布、災害用トイレなど、一部目標数量に達していない備蓄品もありますので、目標数量を確保できるよう、計画的、年次的に購入を進めてまいります。

**○烏野隆生議長**

池内生涯学習部長。

**○池内正彰生涯学習部長**

御質問の3. 自動車文庫につきまして、生涯学習部より御答弁させていただきます。

現在の自動車文庫「なかよし号」につきましては、移動図書館といたしまして、3.5トン車のトラックを改装し、平成10年9月から運行を始めてございます。

現状の運用といたしましては、子供たちが希望する本でありますとか図書館司書が選書する本に加えまして、幼稚園や小学校の先生も使用する紙芝居など約3000冊を積

んで、小学校10校へそれぞれ別々の日に月1回巡回してございます。

また、直近では、先月に岸和田カンカンベイサイドモールで行われましたブックフェスタマルシェにもこの自動車文庫「なかよし号」が参加いたしまして、本の貸出しでありますとかおはなし会などを行いまして、多くの子供たちに喜んでいただいたほかに、図書館利用券の新規申込みにもつなげることができました。

**○烏野隆生議長**

生嶋市民環境部長。

**○生嶋雅美市民環境部長**

御質問の4. マイナンバーカードの申請サポートについてお答えします。

既にマイナンバーカードを保有された方が更新の手続で来庁される見込み数については、平成28年1月からカードの交付が開始されましたので、カード本体の有効期限が、成年は10回目、未成年は5回目の誕生日までとなること、また、電子証明書の更新については5回目の誕生日までとなるため、令和7年度中に更新手続が必要となる方が合わせて約5万7000人と予想されます。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

それでは、順次再質問させていただきます。

まず幼稚園と保育所についてでありますけれども、ほかの幼稚園においても応募者数が少なく、例えば城東幼稚園では、来年度は4歳児が1名というお話も聞いています。再開しても多くの園児が集まらない場合も想定されると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**○烏野隆生議長**

藤浪教育次長兼教育総務部長。

**○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱**

幼稚園の小規模化を解消することを目的の1つとし、市立幼稚園と保育所の再編を進めさせていただいているところでございますが、議員の御質問にありましたように、それを待てないほど幼稚園の小規模化が進んでいる状況でございます。

必要な就学前教育を保障するためには一定の集団規模を確保する必要があるというふうに認識してございますので、幼稚園単独での休園や閉園といったようなことも考えざるを得ない状況であるのかなと思ってございます。今後、そのための一定の基準を設けることなども検討していく必要があるというふうに今考えています。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

山滝幼稚園については、令和7年度は休園となりますが、次年度の募集について検討中であること、園の閉園や休園に関する一定の基準を設けることを市教育委員会として今後検討していく必要があると考えているとの答弁がありました。人口が増える要素がなかなか見いだせない中、この現状を重く受け止め、しっかりと御対応していただきたいと思っております。

小中学校の適正規模・適正配置の取組について、学校適正配置推進課が地域に入り、説明や協議を行っています。人口が減少している現状などは、小学校も中学校も、そして幼稚園も共通の課題であることから、幼稚園に関する内容も学校適正配置推進課で窓口を1つにして話を進められてはどうかと思いますので、意見として申し上げておきます。

また、地域と話を進めていかれるに当たっては、人口を増やす施策などまちづくりに関する話として、企画課も交え、市長部局もしっかりと関わり話を進めていく必要

があると思います。市長部局との連携もしっかり行った上で対応いただくようお願いいたします。

山滝幼稚園の今後についてお話をお聞きしましたが、幼保再編の取組についての現在の進捗状況をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

市立幼稚園と保育所の再編に関しましては、現在、来年4月に開園する岸和田市立旭・太田こども園の開園準備及び岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画【中期計画】の推進、後期計画の策定作業を進めているところでございます。

中期計画では、令和8年に（仮称）市立春木・大芝認定こども園、令和9年に（仮称）市立桜台・光明認定こども園を開設、また、令和10年には大宮保育所と大宮幼稚園を再編し、民間事業者にて認定こども園を開設していただく予定となっております。

後期計画では、民間事業者での開設を多く含む予定となっておりますので、本年4月末から5月にかけて、市内で就学前施設を運営する全法人にヒアリングを実施しました。現在、ヒアリング結果も参考にしつつ、後期計画の策定に取り組んでいるところでございます。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

ヒアリングの結果なども参考にしつつ取り組んでいるとのことですが、ヒアリングではどのような意見が多かったのか教えてください。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

ヒアリングの中では、物価の高騰、保育

士確保が困難であるなどの理由により積極的な事業展開が困難である。市が計画している認定こども園の施設数及び規模については課題ではないか。まずは既存園の活用を図るべきではないか。民間事業者が参入する可能性が低いエリアがある。もう少し長いスパンで状況を見極めるべきなどの御意見を頂いております。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

少子化や物価の高騰、保育士の確保など、いろいろな問題があることは理解いたします。ただ、参入する可能性が低い、つまり候補地に魅力がないということかとも思われますが、候補地の選定はどのように行ったのでしょうか。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

候補地につきましては、できる限り既存のストックを効率的に活用すべきという基本方針に基づき、対象施設である保育所、幼稚園もしくはその周辺の市有地を候補地として選定しているところでございます。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

今回の質問から、幼稚園の園児数が減少していて喫緊の課題であるということを理解したのと、それに合わせてこの再編の計画を進めていかないといけないという現状にあるということを理解いたしました。

そうした中で、候補地の選定というのが非常に重要になってくると思うんですけども、先日、その候補地を見させていただいても、ちょっとここは難しいんじゃないのかなという土地も幾つか散見されたと感じております。

今の答弁から、市有財産を中心に候補地として選定しているということでありませうけれども、やっぱり子育て施設としてもっとよりよい効果を生むような土地が、例えば民地であってもあるならば、市として購入も考えていった上で候補地を選んでいただきたいというふうに思いますし、例えば市立幼稚園をこれから閉園などしていくのであれば、学校の敷地内にある公立幼稚園も閉園された場合に、これから小学校などでも施設改修とかあったときに、そういう土地も有効活用できると思いますし、学校から離れた幼稚園であれば、その土地がほかの公共施設と近接していたりと思うので、そういう土地の可能性を有効活用していただけるような政策を進めていただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、防災備蓄についての再質問をさせていただきます。

公助として市で備蓄している物資の状況については理解いたしました。それでは自助、共助の取組について、特に各御家庭でできる備蓄についてお尋ねいたします。例えばどういった品物をどの程度の量準備しておく必要があるのかなどについて、市としてはどのように周知啓発を行っているのかお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

寺本危機管理部長。

**○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱**

公助の責務としまして順次備蓄を進めていっておりますが、大規模な災害が発生した場合などには、どうしても公助の力だけでは限界があり、自助、共助の取組も併せて必要不可欠であると考えております。中でも災害用備蓄につきましては、1人1日3リットルの飲料水や非常食、携帯用トイレなどを少なくとも3日分、国では7日分

の備蓄を推奨しております。

そして、こういった呼びかけを市のホームページや総合防災マップで広く周知するとともに、出前講座や地域での防災訓練などの機会を通じまして、各家庭での循環備蓄、いわゆるローリングストックの紹介や非常用持ち出し品の準備を促すなどの啓発に努めております。

#### ○烏野隆生議長

反甫議員。

#### ○11番 反甫旭議員

それぞれの役割分担の下で取組を進め、地域での防災力を高めていかなければならないということが分かりました。

ただ、先ほどの御答弁で、市では備蓄の目標量を決めて増やしていくという答弁がありました。備蓄物資を増やせば増やすほど、消費期限や使用期限が切れた物資が大量に余ってくるのではないかと危惧します。それは破棄しているのか、また、何か活用できているのかお聞かせください。

#### ○烏野隆生議長

寺本危機管理部長。

#### ○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

消費期限到来間近の食品や飲料につきましては、例えばそれぞれの地域で実施されている防災訓練で試供品として配布したり、本市の母子保健の担当で窓口対応時あるいは訪問時に粉ミルクや液体ミルクを活用したりしています。極力無駄のないように活用しております。

ただ、生活物品につきましては、生理用品の一部を小中学校に配布を行ったりしておりますが、使用期限が定まっていないものも多く、未活用のももございます。

また、ブルーシートにつきましては、保管方法いかんにかかわらず、材質のビニールの経年劣化が避けられないため、やむを得ず廃棄する場合もございます。

#### ○烏野隆生議長

反甫議員。

#### ○11番 反甫旭議員

食品や飲料については一定活用がなされているようですが、生活物品についてはそこまで対応が及んでいないとのこと。そのような場合、例えば必要な物資について、その商品を取り扱う企業側に一部流通量を増やしてもらうようお願いするといった、いわゆる流通備蓄という方法も考えられるのではないかと思います。

他市では、例えば薬剤師会に対して薬剤の備蓄をふだんの流通量にプラスアルファで増やしてもらい、災害時に市で必要となる薬剤を供給してもらうといった取組を進めているところもあります。この取組は、ある一定、市の負担は必要になりますが、市で物資を備蓄、保管し続ける必要はなくなるので、大変有用ではないかと考えます。

本市で流通備蓄が行われているのかについてと、そのメリット、デメリット等を把握されているのであれば、その点も併せてお聞かせください。

#### ○烏野隆生議長

寺本危機管理部長。

#### ○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時に必要となります物資の流通備蓄についてですが、食料品や日用品などを取り扱いされています企業や団体と締結しています各防災協定により、物資の優先供給を受けることとなっていることから、流通備蓄の1つとしての取組は行ってございます。これにより、災害時に必要となります物資を優先的に供給いただけるといったメリットはありません。しかしながら、食品等の一部の商品につきましては、近頃の流通の効率化により、店舗のバックヤードにはあまり多くをストックしなくなっていると聞いております。



また、薬剤師会との協定につきましては、本市では薬剤師会を含め医師会、歯科医師会の3師会と災害時の医療救護活動に関する協定は締結しておりますが、薬剤の備蓄に関しての協定は締結に至っていません。

御案内の協定につきましては、議員御指摘のとおり、一定程度費用負担が必要となりますことから、必要性について災害対策本部の福祉救護部の所管課と連携し、岸和田保健所や医師会、歯科医師会と相談、協議しながら検討を進めてまいります。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

メリット、デメリットについては理解させていただきました。そういう民間の方とも連携することで防災意識を高める結果にもつながると思いますし、先ほど御答弁にあったようなブルーシートは劣化して廃棄しないといけないということもあると思いますので、こうした民間の流通網も生かしていただくよう今後検討をお願いいたします。この質問を終わります。

**○烏野隆生議長**

寺本危機管理部長。

**○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱**

先ほどの答弁でちょっと言い間違いがございました。流通備蓄の1つでというところ、取組は行ってございませんと言ってしまいました。取組は行ってございますということで、訂正しておわび申し上げます。申し訳ございません。〔訂正済〕

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

それでは、3つ目の自動車文庫について再質問いたします。

先ほどの御答弁から、運用方法については理解いたしましたが、現在使用されてい

る自動車文庫のなかよし号は排出ガス規制に適合しているのか、また、現在その車はどのような状態になっていて、いつまで使うことができるのかについて御説明ください。

**○烏野隆生議長**

池内生涯学習部長。

**○池内正彰生涯学習部長**

現在の自動車文庫なかよし号につきましては、排出ガス規制に適合させるために平成20年8月にエンジンを交換しております。それ以降は、車検のたびに随時排出ガス規制に適合しているかを確認しているところです。

次に、車の状態ですが、購入から26年を経過しているものの、これまで大きな故障もなく、現在も順調に走行できています。

最後に、車の寿命につきましては、今後大きな故障が生じて修理不能になった場合でありますとか、排出ガス規制の基準がさらに厳しくなって、それに適合させるために高額な費用で再度エンジンの交換が必要となる場合などが寿命になるのではないかとこのように考えてございます。

**○烏野隆生議長**

反甫議員。

**○11番 反甫旭議員**

なかよし号の状況について理解いたしました。

私も先月行われたカンカンベイサイドモールでのブックフェスタマルシェを見に行かせていただいて、非常に子供たちが楽しそうに、なかよし号を通じて本に触れ合っている機会を目にいたしました。ふだん小学校などに出向いているということなんですけども、それ以外にも休日などの市内で行われる子供たちが多く参加するようなイベントにも出向いてもらうことで、本に触れ合う子供が増えると思いますので、今後

そういう展開を要望いたしますのと、また、今、図書館の建設も話題に上がっていますが、そういういろんなイベントなどを通じて、子供たちが多いところに出向くことが調査にもつながると思うので、その点を要望いたしまして、この質問を終わります。

最後のマイナンバーカードの申請サポートについて再質問いたします。

マイナンバーカードを新規または更新により作成する場合、現在の本市の申請サポートの状況について教えてください。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

現在、マイナンバーカードを新たに作成する場合、オンラインによる申請方法、郵便による申請方法、市役所窓口に来庁する申請方法がございますが、市民課に来庁された場合の申請サポートとしましては、写真撮影から申請書作成、受付を行っております。

そのほか、毎月、山滝支所、各市民センターへの出張申請を実施、要望のある福祉施設への出張申請を実施、また、施設等において申請サポート、カード受け取りサポートをしていただいた場合、その御負担に対して報奨金を支給しております。

#### ○烏野隆生議長

反甫議員。

#### ○11番 反甫旭議員

市役所や市民センターなどにおいて、また要望のある福祉施設へ出張し、マイナンバーカードの申請サポートを行っているということでもあります。

カード本体の更新や電子証明書の更新等で約5万7000人とかなり多くの方が来庁されることになるのですが、市役所だけでは対応できない状況にもなるかと思っております。

総務省の資料によると、郵便局を通じたマイナンバーカードの普及、活用に関する取組状況が示されています。他市においてもそれらの手法を活用し、業務負担を減らしていると思われませんが、いかがでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

総務省からの通知では、郵便局は過疎地においてネットワークが維持され続けているため、高齢者等の地域住民の生活インフラとなっており、住民のマイナンバーカード取得の機会拡大や負担軽減を図るため活用することが効果的とされております。

当市においても、郵便局が市内で27か所あること、また、現在実施している申請サポートとして写真撮影から申請書作成までの業務を委託することは、今後のマイナンバーカードにおける需要に対応できる1つの手段であると考えます。

今後、当市の実情に合った手法について調査研究し、活用について検討してまいります。

#### ○烏野隆生議長

反甫議員。

#### ○11番 反甫旭議員

当市においても、山手の地域なども含めて郵便局は点在していることもあり、地域住民もよく郵便局には行かれると思います。そのため、顔見知りの関係であるとも聞いております。生活に密着している拠点性を生かして、官民連携し効果的に行政需要に対応することが、住民の利便性のみならず市の業務負担の軽減にもつながると考えますので、ぜひこの制度の活用を含めて検討いただくよう要望いたしまして、今回の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

## ○烏野隆生議長

次に、中井議員。

(23番 中井良介議員登壇)

## ○23番 中井良介議員

日本共産党の中井良介です。発言のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

1つ目に、歩行者、自転車通行の安全のために質問します。

警察庁の統計では、2023年の交通事故の死者は2678人となっています。交通事故死者数のピークは、自動車が急激に増え続けていた1970年、昭和45年の1万6765人で、それに比べて6分の1以下に減り、大幅な改善がなされてきました。

しかし、減ったとはいえ、保育園児の列に車が突っ込んだり、通学中の児童や高齢者が犠牲になるなど、日々交通事故によって犠牲者が生じています。痛ましい交通事故を防ぎ、犠牲者を減らすことは、現在において最優先の課題の1つであると言えるでしょう。

交通事故死者のうち、歩行中の事故死者が973人、割合は36.3%で、最も多くなっています。自転車乗車中が346人で約13%、歩行者と自転車を合わせて死者の約半数を占めています。次に事故死者の多いのが自動車運転中で837人、約31%です。自動二輪車の死者も約15%、391人と少なくありません。原付は117人、4.4%です。

歩行者と自転車の死者の割合を欧米諸国と比べますと、日本の特徴がはっきりします。2021年の内閣府の統計を紹介します。日本は歩行者と自転車で約50%と言いました。アメリカは歩行者17.6%、自転車2.3%、合わせて19.9%です。あと、歩行者と自転車の合計を紹介しますが、フランスは21%、イギリスは31.1%、ドイツは28.3%、日本は約50%ですから、日本の歩行者と自転車の事故死の割合は、諸外国と比べて突出し

ています。

これらの国々はどこも日本と同様、車の多い国です。車の密度が違うと思いますが、日本では自動車の生産と自動車のための道路整備に比べて、歩行者や自転車が安心して通行できるための対策、言い換えれば車から人を守る対策があまりにもなおざりにされてきたと言わざるを得ません。

質問します。交通安全対策では、交通事故から人命を守ることが最優先されなければなりません。そうであれば、歩行者や自転車通行の安全対策がもっと重視されるべきであると思いますが、これまでの取組はどうかお答えください。

2つ目に、学校給食を掌る栄養教諭の働き方について質問します。

朝食を取らないなど、子供の食生活の問題が言われて久しくなります。成長期の子供たちが将来にわたって健康で生活していけるよう、安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供と子供の食生活の指導を担う栄養教諭の役割は、ますます重要になっています。

しかし、栄養教諭、栄養職員の配置は、岸和田市の小学校のように自校調理校では、国の基準によって児童生徒数550人以上の学校に1名、550人未満の学校は4校に1名の配置となっており、栄養教諭が全校に配置されているわけではありません。

現在、岸和田市の小学校では、国の基準で配置されている府費栄養職員が10人、それに市が雇用した栄養職員が4人配置されています。

私が今回の質問で取り上げますのは、岸和田市の小学校で学校給食の民間委託校が増えている下で、2人の栄養教諭に対し、1人で2校を担当させる兼務発令というこれまでにない働き方を今年度からさせていることです。

質問します。1、学校給食の民間委託の基本方針。

岸和田市が学校給食の調理・洗浄業務を民間委託する際に教育委員会が作成した文書ですが、その中の4、円滑な民間委託の実施についての項で、1番目に学校栄養職員の配置を挙げ、学校長の管理監督の下、学校栄養職員は受託会社への指示・指導面で学校側の実務面の中心となるため、配置していくとしています。委託業者にも栄養士がいるはずですが、教育委員会が民間委託校に栄養教諭を配置すると決めた理由についてお答えください。

2、教育委員会は今年度4月から、2名の栄養教諭等に対し、2校担当の兼務をさせました。その理由をお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

**○烏野隆生議長**

河畑建設部長。

**○河畑俊也建設部長**

御質問の1. 交通事故から歩行者、自転車を守るためにについて御答弁申し上げます。

歩行者や自転車交通の交通安全対策につきましては、都市計画道路の整備をはじめ、自転車通行空間の整備、生活道路等の交通安全対策など、安全・安心な通行空間の確保に取り組んでおります。

**○烏野隆生議長**

藤浪教育次長兼教育総務部長。

**○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱**

御質問の2. 学校給食を掌る栄養教諭等の働き方につきまして2点御質問いただきましたので、御答弁させていただきます。

まず1点目ですが、民間委託校に栄養士を配置する理由ということでございますが、民間委託校の学校給食につきましては、完全に民間業者に委ねてしまうのではなくて、

教育委員会が責任を持って給食を提供していくという立場から、栄養教諭を委託校に配置させていただいて、栄養教諭の職務でございます給食管理を行うことで、物資の検収や保管、衛生管理や調理の指示、仕上りのチェックや異常があった場合の迅速な指示などが行われ、安心して安全な学校給食を子供たちに提供するというを目的に配置させていただいております。

次に2点目、兼務の理由でございますが、栄養教諭の国の配置基準につきましては、議員御質問の中にありましたように、単独調理校の場合は1校当たり550人以上に1人、550人未満の場合は4校で1人という配置基準になってございますので、少子化による学校の小規模化が進んでいく中で、必然的に栄養教諭の配置人数が減少していくという状況でございます。

現在、本市の小学校には、これも議員の御質問にありましたけれども、国の配置基準に基づいた府費の栄養教諭につきましては10名しか配置されておりませんで、これに加えて市費単独で4名の栄養士を配置しているものの、これでは十分ではございません。食物アレルギーの対応を必要とする子供は年々増加してございますし、また、食育に関する指導のほか、学校給食の管理など、専門職である栄養教諭に求められる役割が今まで以上に大切、重要になっているということから、栄養教諭の兼務については必要であるというふうに考えています。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

答弁いただきまして、先に歩行者や自転車の安全についてお尋ねしていきたいと思っております。

御答弁で、歩行者や自転車のための施策として都市計画道路が整備されれば、もち

ろんそこに歩道やら、あるいは自転車も通行可能なものが造られたり、また生活道路の中での安全施策が行われていることは認めますが、もう少しお尋ねしていきたいと思います。

今回、歩行者、自転車の安全について取り上げていますが、自転車は被害者だけではなしに、今、問題になってきています加害者になる場合もあります。それを踏まえながら、自転車通行の安全を取り上げていきたいと思います。

まず、歩行者や自転車の安全に関わって、生活道路にも車がよく通ります。子供の通学時間と重なって、通勤や営業の車なども通ります。子供を交通事故から守るために、通学路の安全対策をどう進めていますか。それについてお答えください。

#### ○烏野隆生議長

河畑建設部長。

#### ○河畑俊也建設部長

歩行者や自転車の交通安全対策につきましては、現在、通学路等において、大阪国道事務所、岸和田土木事務所、岸和田警察、その他本市の道路管理者、教育及び子育て関係部署などから成る岸和田市通学路安全推進会議を設置し、市内の小中学校における通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保を図るため、推進会議において協議、検討を重ね、通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の安全対策に取り組んでいるところです。

具体的な内容といたしましては、児童の歩行帯を明確にする車道外側線、小学校の半径500メートルの通学路指定路線を明確にするグリーンベルト、水路等への転落を防止する転落防止柵、車両の適切な誘導並びに減速効果や注意喚起を促す各種法定外路面標示などの設置があり、これらに関係機関と連携を図りながら進めているところで

す。その他の生活道路においても、自動車の速度抑制を図るため、速度抑制効果のある路面標示のほか、各種の法定外路面標示などを設置し、交通安全対策に取り組んでいるところです。

また、歩行者と自転車の交通安全対策の1つとして自転車通行空間の整備に取り組んでおり、これは歩行者と自転車の接触事故の懸念から、自転車については車道通行を原則としたものでございます。

自転車通行空間整備につきましては、令和4年3月に岸和田市自転車ネットワーク計画を策定し、令和6年度から順次、車道の左端に青矢羽をペイントし、車道混在型の自転車通行空間の整備を進めております。具体的には、今年度は市道阪和線附属街路1号線・2号線、市道並松上松線について施工が完了しており、次年度以降も計画的に事業を進めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

中井議員。

#### ○23番 中井良介議員

今、自転車と歩行者の安全のためのいろいろ具体的な取組を答えていただきました。通学路については、国や府、そして岸和田警察、教育委員会、市と一緒にあって、実際に道路状況も確かめたりしながら対策を取っていくということで、そういう取組が大事だと思います。

この間、路面標示というものも随分増えてきたというか、よく目立つようになってきて、これは安全にも随分寄与していると思います。

あと、触れられたことで、もちろん歩道は歩行者のためのものでありまして、自転車は軽車両という分類に入りますので、原則車道を走るということになっています。しかし、現状としては、自転車がちゃんと通行できる、そういう通行帯などもほとん

どありませんし、車道の左端といっても、車が走ってゆとりがない状態の中で、例外的に歩道を通行できることにもなっているわけです。

もちろん自転車可という、そういう歩道もありますが、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、それから車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときという分かりにくい言葉ですけど、とにかく車道を走れば危険な状態で、歩道しか安全な場所がないというときには、もちろん歩行者優先ですけども、自転車も状況に応じて走ってもいいということになっているわけですが、この岸和田市の道路状況を見て不十分な、狭い、また整備されていない歩道であっても、車道を走ることが危険な場合、やむを得なく歩道を走っています。高校生や市民が通学や通勤に使ったりもして、歩行者が来たら車道に下りてという、そういう苦勞をしながら自転車が何とか走っているというのが現状です。

今の歩道の形状を抜本的によくすることがもちろん必要なんですけども、それがすぐに無理という状況では、やはり今ある不十分な歩道でも、もっと凸凹を解消したり、段差を少なくしたり、そういう改善をぜひ図っていただきたいと思います。これは道路を新設するよりもうんと少ない、箇所は多いかも分かりませんが、少ない予算でできることですので、改めて歩道の改修、これはもちろん歩行者のためでもあるわけですが、ぜひお願いしたいと思います。

それで、再質問させていただきたいと思います。生活道路の中で、歩行者や自転車の安全のためには、1つ目には車の速度規制、2つ目に車の進入の抑制、そして歩行空間の確保、これが必要とされています。

車が歩行者に衝突するとき、時速30キロ

メートルを超えると、致死率が急速に上昇します。国土交通省のパンフレットにあるんですが、生活道路での車両時速別の致死率は、時速20キロメートルから30キロメートルまでの間であれば4.02%ですが、時速30キロメートルを超えると1.72と跳ね上がるわけです。そういう意味でも、速度規制や車の進入を抑制していくことが非常に大事だと思うんですが。

今、国の取組でゾーン30というのがあります。そして道路管理者、府や市、国などが行う生活道路の安全対策があります。ゾーンとして速度規制や車の規制、あるいはスピードを出さないような、道をスラローム、蛇行させたり凸凹を作ったりして、そういう施策が行われていて、ゾーンとして生活道路の安全を図るという取組が行われていますが、この点について積極的に進めてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

河畑建設部長。

#### ○河畑俊也建設部長

ゾーン30は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の1つで、区域を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、そのほかの安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制するものでございます。

また、ゾーン30は交通事故の発生状況、地域の関係者からの要望等を把握し、警察と道路管理者が連携し、地域の課題や関係部局からの意見を踏まえ、整備計画を策定し進めていくもので、本市においてもこれまで3か所実施してまいりました。

今後引き続き地域の交通状況、ニーズ等を踏まえ、警察、岸和田土木事務所等の

関係機関と連携を図り、安全・安心な通行空間の確保に取り組んでまいります。

○烏野隆生議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

もう最後にしようと思うんですが、ある千葉県の市のことをちょっと紹介させてもらいます。工場が閉鎖されて、その跡地に大型スーパーが造られるということになって、地域の人々が、車が増えるのではないか、地域の安全が損なわれていくのではないかという心配で、自治会が中心となって、地域の人々の意見を集めながら交通安全のための取組を行い、通学路ももちろんありますので、学校や警察や市、さらに研究者などとも協力して、町内を歩いて、ここが危ないとか、ここはもっと対策が要るとかそういうことを相談して、そして市の推薦で、今申し上げた国土交通省の生活道路対策エリアの指定を受けて、例えば電力会社に協力を得て電柱の移設とか、警察の協力で信号を設置したり、路面標示をしたりして、そのときに、市エリア内にハンプという10センチメートルぐらいの高さの凸凹を作って、車がスピードを落とす、こういう取組がありました。

こういうことをするにはもちろん地域全体の合意も必要ですし、そのために働いた自治会の方々の働きも本当に立派であったと思うんですが、この結果、子供の事故がここ2年なくなったとか、そういうこともありますので、ぜひこの新しい施策を活用して、岸和田市でも3か所やっているというお話でしたけれども、さらに一層進めていただきたいということを申し上げて、この質問は終わります。

次に、栄養職員のことについてお尋ねします。

どうして民間委託校に栄養士を配置して

いるかということについてまずお尋ねしました。教育委員会が、民間委託といえども責任を持って給食を提供していくと。栄養教諭が給食の管理全般を行い、物資の検収、保管、衛生管理や調理指示、仕上がりのチェックなど、責任を持って安全な給食を提供するために栄養教諭を配置しているということで、これはもちろんそのとおりだと思いますので。

1つ付け加えましたら、民間業者といえども、まだまだ何百食と作る学校給食に慣れていないという場合もよくあって、やはり調理員や栄養士がおってもそういう場に慣れていない、あるいはそういう調理をする人やらチーフも含めて人がよく替わるといことで、やはり栄養教諭がついていろいろ見ていかんと十分なことができない場合があるということでも栄養教諭がおるわけです。

もう1点、どうして2校を担当させることにしたのかということの答弁では、栄養士が足りないということと、今、もちろん国の基準では全校配置ということにはならないわけですから、いない学校もあるわけですが、栄養教諭の役割が非常に大きくなっているということ、いないところにも栄養教諭を置きたいということで掛け持ちさせる。これが問題だと思うんですが、もう少し進みます。

3つ目にお尋ねしたいのは、この4月から2名の教諭を兼務させた。4月から今の時点、半年余りたつわけですが、その働き方について調査していると思うんですが、どういう判断をしているのかお答えいただきたいと思います。

○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

議員御質問ありましたように、今年の4

月から2校で栄養教諭等の先生に兼務を試行的に実施していただいております、1名は委託校と直営校、もう1名はどちらも委託校という形で行ってございます。

実態を把握させていただきながら進めてきたところございまして、その中で、委託校同士の兼務につきましては、業務に関する書類作成であったり、例えば納品に関すること、また調理の指導など業務が非常に多いことから、課題があるというふうに認識してございます。もう一方の直営校と委託校の場合は、校内で調整していただいて、校務分掌の見直しなどを行うことで対応できるものというふうに判断しています。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

今の判断の前に、兼務させている栄養教諭等に対してどういう調査をしたのか、もう一度答えてもらえますか。

**○烏野隆生議長**

藤浪教育次長兼教育総務部長。

**○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱**

当該校の校長先生に直接お会いして、お話を聞いて状況を確認させていただいたり、実際に兼務していただいている御本人に、これも直接会ってお話を聞いたりということ、また、1週間のスケジュールをタイムチャートに記入していただいて提出してもらったりということ、業務内容であったり勤務状況について確認させていただいています。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

勤務実態をよく見てもらいたいと思います。まず、この兼務を半年余りやった結果についての教育委員会の判断ですけれども、委託校を2校担当した方と、委託校と直営

校を担当したお2人がおられるわけですが、委託校同士を担当したのは、答弁にもありましたけども、業務に関する書類作成や納品に関すること、また調理指導など業務が非常に多いことから、委託校同士の業務については課題がある、こういうふうに書かれています。

しかし、教育委員会が藤浪教育次長の名前で教職員組合に11月に出しているわけですが、兼務についての、一応同じような判断を書いているんですが、本務校と兼務校の両校が給食調理業務委託校の場合は、業務に関する書類等の確認や指導に多くの時間を要することから、これを兼務することは非常に厳しい状況であることが確認されましたというふうに述べておられるわけです。

今回の答弁は、どうも非常に薄めた言い方をされているわけですが、兼務することは非常に厳しい状況であることが確認できました。これはもう無理ということでしょうか。そういう判断ではないんですか。答えて下さい。

**○烏野隆生議長**

藤浪教育次長兼教育総務部長。

**○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱**

すみません。その前に私、先ほどの答弁で言い間違いといいますか、違った答弁をさせていただいて、訂正させていただきます。

兼務をお願いしている先生の委託校、学校の校種の問題なんですけれども、直営校と委託校の兼務と言わなければならないところを、直営校同士というふうに答弁を間違ってしまったって、申し訳ございません、訂正させていただきます。

今の御質問ですけれども、きちんと把握させていただいた上で、改めるべきところはきちんと検討の上、改めるということ



進めたいと思っております。

○烏野隆生議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

兼務することは非常に厳しい状況であることが確認できたというのは、繰り返すけれども、これは続けられへんということでしょう。しかも、こういう判断をしながら、今その委託校同士を兼務している栄養職員は、多分そのまま続けているんだろうと思います。こういうことをそのまま放置していいのかということをお願いしたいと思います。

もう1つ、直営校と委託校の兼務については校務分掌を見直すことで対応できるという、こういう判断です。しかし、校務分掌を見直すといっても、具体的に何で栄養教諭の負担を軽減するかというのは、一個もはっきりできないわけです。

ある栄養教諭に聞きましたけど、もし給食の仕事が終わったら何をしていますかと言ったら、生徒指導をやっていますと言うてらるんですね。教室から飛び出した子供をほかの先生と一緒に追いかけたり、いろいろしているわけです。学校によって仕事の中身は変わってくるでしょう。そういう本当に根拠のない軽減措置で、それこそ根拠のない口実で兼務を続けさせるということはやっぱり認められないことだと思います。

もう1つ言います。やはり栄養教諭が必要だというのは、そのとおりだと思うんです。いない学校からはやっぱり欲しいという声を聞くといいます。当然だと思います。しかし、そのためには、やっぱり市費で栄養教諭を採用することが必要ですが、その点についてはどうですか。

○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

市費の栄養教諭についての御質問ですけれども、教育委員会としましては、先ほど来御答弁させていただいておりますように、府費の栄養教諭だけでは足りないということで、少しでも多くの学校に栄養教諭を配置したいということから、そういう思いは変わってございません。定員管理とか予算要求の中で、関係部局と協議を今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

○烏野隆生議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

既に府費の栄養教諭だけではなく、市費で4人、栄養職員を採用しているわけです。これは民間委託を進めるためにやってきたわけですよね。

民間委託が広がる中で、最初にお尋ねしたように、民間の委託校には栄養職員や栄養教諭を送って、これはもう教育委員会の1つの原則として、それのためにやっているわけです。今、民間委託校は14校です。だから栄養教諭、プラス4人を市費で14人、今おるわけです。委託校数は必ず置かんとあかんわけです。

今回の議案で、来年度もう1校増やすとなっているわけですし、それを兼務で乗り切ろうというのは、それはもう間違いです。そういう教育委員会のやっていることを、栄養教諭にしわ寄せをしてやらせるというのは間違えている。

この間、民間委託は経済的に非常に効果があるとよく言ってきました。私はいろいろ疑問があるんですが、令和5年度の1年間で、岸和田市教育委員会の点検・評価報告書ですか。令和5年度といたら、常盤小学校を委託に出した年ですよね。常盤小学校というのは大きい学校ですから、多分調理員も多いでしょう。その経済効果が4860万7000円、ちゃんと出ております。1

年間でこれだけの経済効果があるのであれば、何十人も栄養教諭を雇えるのと違いますか。ぜひこれを使って新たに、せめて1名、市費で雇うことを求めますが、いかがですか。

**○烏野隆生議長**

大下教育長。

**○大下達哉教育長**

ただいまの御質問にお答えする前に、中井議員から、民間事業者は500以上もの食数をさばけないと取られるような御発言がございましたけども、我々は民間委託校の公募に当たって選定を行っております。私が委員長を務めておりますけども、しっかりと実績を確認して、その学校に必要な数の給食を調理できるということを確認した上で民間委託しておりますので、その点申し添えておきたいというふうに思います。

また、民間委託校同士の栄養教諭の兼務は非常に厳しい、それは今の実態を申し上げたことでもございまして、それイコールできないということまで申し上げたつもりはございません。実際、業務負担になっているのは納品の管理であったり書類の作成ということで、これは今のICTの世の中、効率化できることも多々あるかと思っておりますので、そういうことも含めて、見直すべきところは見直すというふうに藤浪教育次長から答弁させていただいたところでございます。

大変長くなって恐縮ですけど、お尋ねの件につきましては、やはり民間に委ねられるものは民間に委ねていく、規制緩和や権限移譲によって委ねていく。公務サービスであっても、民間のノウハウや資金を導入できる場所については導入していく。そういうところによって効率化でき、生まれた財源については市民サービスの充実につなげていくというのが基本的な考え方でござ

います。教育の分野においても同様でございまして、あるいは教育委員会の業務においても同様でございまして、それによって生まれた財源については、教育や子育てに優先的に充当していくということについては、永野市長とも合意に至っているところでございます。

議員がお示しいただいた給食調理の外部化についてもその一環でございまして、これを栄養教諭のさらなる増員に配置するのか、あるいは他の教育行政のより必要などころに充填していくかということについては、やはりその優先順位を考えながら、我々としては一番ふさわしい使い方を考えていきたいというふうに思っております。

なお、この間の質疑でも明らかになりましたように、栄養教諭の配置というのは学校の規模、550人を上回った場合には1校に1人、それを下回った場合には4校に1人ということで、まさに学校規模によって左右されます。今、岸和田市の学校の現状を見ますと、子供の数の減少によってどんどん小規模化が進んでおりますので、子供たちの教育の充実はもとより、こういう教員の配置においても学校の小規模化の課題というのは顕在化しているというふうに思っております。私としては小中学校の適正規模・適正配置についても着実に進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

私が問題としていないことまで言うて、ただだら答弁せんといてほしいんですけども。私は今、民間委託の是非を問題にしているのではないんです。教育委員会として民間委託を進めているわけですが、それに当たっては、教育委員会が責任を持って、

きちんとした給食ができるように栄養士を配置している。その原則にのっとってこれまでやってきて、足りなくなってきたから市費で採用して、今14名の栄養士がおるわけで、来年1校増やすんだから、栄養士にそのしわ寄せをするんじゃないしに、しっかり市で栄養士を採用して、兼務という、ちゃんと判断でも非常に厳しい仕事を押しつけるのではなしに、雇うようにということをお求めているんです。それについてはどうですか。

**○烏野隆生議長**

大下教育長。

**○大下達哉教育長**

その点については先ほど答弁したつもりでございます。栄養教諭の役割というのは、最近、非常にアレルギーの問題も顕在化しておりますし、食育ということも重要でございますので、我々としては、必要な財源の確保も見据えた上で、優先順位をつけながら、その充実に引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

ですから、財源はあるんでしょう。4860万7000円まで、去年1年で民間委託によって財源が生まれているわけです。そういうふうに教育委員会は発表しているでしょう。

この際、教育長にもうちょっとお尋ねしたいと思うんですが、教育長は常々、教員の働き方については改善せんとあかんということ随分おっしゃっていたように私は印象に残っているんですが、今回の栄養教諭に兼務させるという、そういうやり方は言っておられることと違うと思うんですが、実際、直営校と委託校の兼務をしている人は、朝7時から出勤して仕事するというふうに聞きました。委託校の兼務をしている

人は、本当にしんどいということをおっしゃっていると思います。それはもう直接調査に当たった人はちゃんと分かっているはずですよ。どうもおっしゃっていることと今やっていることは違うと思うんですが、いかがですか。

**○烏野隆生議長**

大下教育長。

**○大下達哉教育長**

個々の労働者としての教員の勤務状況の改善はもとよりでございますけど、やはり学校の教員というのは、子供たちの教育の充実のためにしっかりと働いてもらう必要がございますので、子供たちに向き合う時間をより多く確保してもらうためにも、教員の働き方改革というのは重要だというふうに思っております。

この間、校務処理についてもICTを導入したり、学校給食の公会計化などを通じて業務の改善を図ってきたところでございまして、御指摘の栄養教諭の現状についても我々でしっかりと検討して、改善すべきところは改善していきたいというふうに思っております。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

まともな答弁がありませんでした。

もう1点、教育長にお尋ねしますが、今回、栄養職員の配置について、国の基準では10名しかいないんですよ。それを市費で4名採用してきた。これはもちろんいいことなんですけれども、私もちょっと違う話をしますけれども、少人数学級を実施するように、今の子供たちのために何度か要望しましたけれども、義務教育というのは国において実施するものだ、市町村が勝手に別のことをすれば不公平になる、こういうことを言って、市費で先生を雇って少人数

学級を、もうほかにたくさんの市町村がそれを実施しているんですけども、頑として動かなかったんですけれど。市費で栄養職員を採用するというのは、これは教育長が否定していることをやっているのではないですか。あなたの言っていることはダブルスタンダードというか、こっちではそういうふうに、こっちでは市費でもやる。そういう自己矛盾を感じませんか。

**○烏野隆生議長**

大下教育長。

**○大下達哉教育長**

学級編制の基準について中井議員と質疑させていただきました。私が申し上げたのは、市町村の財政力の豊かさ、あるいはそうでないことによって小学校、中学校の学級内の人数を何人にするかということに差が出るということは、ある意味、貧困が連鎖を呼ぶことに等しいような、そういう無理を強いるものではないか。義務教育ですから、国がしっかりと必要な人員については配置すべきであるということを申し上げたところでございます。

今、栄養教諭の配置について、私の矛盾の指摘がございました。それはある意味矛盾かも分かりませんが、やはり子供たちが目の前で、アレルギーの問題であるとか、あるいは食に関する学びの問題であるとか、そういうところに支障が明らかに出るといふふうに思われるところについてはしっかりと対応すべきでありますし、国に対しても増員を要望していくべき問題であるといふふうに思っているところでございます。

**○烏野隆生議長**

中井議員。

**○23番 中井良介議員**

もうお互いにやめませんか。少人数学級も同じでしょう。子供たちが、不登校なり

いじめが起こり、学力で伸び悩んで、そういうときに、岸和田の子供たちのために市がやれることをやってくださいということをも市民も言っているし、私もお願いしたんやけども、同じことを今おっしゃったわけで。

以上で終わります。

**○烏野隆生議長**

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後4時19分延会